

## スタジアム・アリーナ改革指針について

平成28年11月16日

ス ポ ー ツ 庁

## 1. 改革指針の目的

- 政府が掲げる成長戦略である日本再興戦略 2016 の官民戦略プロジェクト 10 に、スポーツの成長産業化が位置づけられた。（スポーツ市場規模 2015 年 5.5 兆円 →2025 年 15 兆円）
- スタジアム・アリーナは、スポーツ産業の持つ成長性を取り込みつつ、その潜在力を最大限発揮し、飲食・宿泊、観光等を巻き込んで、地域活性化の起爆剤となることが期待されている。
- スポーツ庁は、経済産業省、国土交通省、観光庁の協力を得て、プロスポーツリーグ関係者、自治体関係者等による「スタジアム・アリーナ推進 官民連携協議会」（以下「協議会」）を立ち上げた。
- この指針を通じて、スポーツの成長産業化を妨げている可能性のある、スポーツ施設に対する固定観念や前例主義等に関するマインドチェンジを促すとともに、スタジアム・アリーナを核とした官民連携による新たな公益の発現の在り方を提示する。
- 協議会のもと、資金調達手法の充実、民間資金の活用・官民連携等について引き続き作業を進めるとともに、関連資料を取りまとめて、「スタジアム・アリーナ改革ガイドブック（仮称）」を今年度内に公表することを予定している。この指針は、その第1段階として、スタジアム・アリーナ改革の全体像（第1章）及び重点的に考慮すべき項目（第2章）について示している。

## 2. 主な内容

### (1) スタジアム・アリーナ改革の全体像

#### ① スタジアム・アリーナの定義及び指針の位置づけ

- ・スタジアム・アリーナを、数千人から数万人の観客を収容し、スポーツを観ることを主な目的とする施設と定義。
- ・指針では、原則として地方公共団体が所有する公共施設を対象としているが、民間施設の整備等の際にも参考となることを想定。
- ・「スマート・ベニュー」の考え方を踏まえ、地域の実情に応じて検証を行うことが必要。

#### ② スタジアム・アリーナ改革によって地域にもたらされるもの

- ・集客施設として地域のシンボルとなるとともに、新たな産業集積の創出につながる。また、スポーツ機会の増加や地域の社会課題解決等のスポーツの波及効果をまちづくりに活かすとともに、地域のアイデンティティの醸成や不動産価値の向上など、地域の持続的成長につながる。

#### ③ コストセンターからプロフィットセンターへの転換、民間活力を活用した事業方式・資金調達方式の導入

- ・中長期的な収支計画の検討等により、スタジアム・アリーナそのものの収益性を向上させ、公的負担を軽減しサステナブルなスタジアム・アリーナへ変革する。
- ・にぎわいの創出や持続可能なまちづくりの実現等により、投資以上の効果を地域にもたらす。
- ・多様な事業方式（PFI、コンセッション、公設民営など）・資金調達方式の活用・充実により、施設の充実やサービスの向上を図る。

#### ④ 地方公共団体、スポーツチーム、国が意識すべきこと

- ・地方公共団体は、「観るスポーツ」の価値を認識し、整備の早期段階から継続的にスポーツチームと連携し、スポーツの価値を最大限活用するとともに、スタジアム・アリーナの運営面で柔軟な対応が求められる。
- ・スポーツチームは、経営体として集客力を高め、行政のパートナーとして、スタジアム・アリーナの使用法について具体的な助言をするなど協力するとともに、地域にもたらす公共的な効果を説明する必要がある。
- ・国は、地方公共団体の事業プロセスにおける検討事項や解決策等について具体的に提示し、民間資金調達支援の仕組み整備、関係法令の情報、国内外の先進事例等の情報展開を行う。

## (2) 重点的に考慮すべき項目～改革のための4つの項目、14の要件～

### ① 集客力を高めまちづくりを支える持続可能な経営資源としての要件

スタジアム・アリーナ経営を持続的に成長させていくためには、顧客経験価値の向上、多様な利用シーンの実現、収益モデルの確立とプロフィットセンターへの変革、地域の実情にあわせた複合化などが必要である。

- 要件1 顧客経験価値の向上
- 要件2 多様な利用シーンの実現
- 要件3 収益モデルの確立とプロフィットセンターへの変革
- 要件4 まちづくりの中核となるスタジアム・アリーナ

### ② プロジェクト上流段階において検討されるべき事項に関する要件

スタジアム・アリーナ経営を効果的に進めていくためには、プロジェクトの上流段階において、ステークホルダーの確認と検討体制の整備、顧客の把握と情報提供、収益性等の検証、コンプライアンスとリスク管理等を考慮する必要がある。

- 要件5 ステークホルダーの確認と検討体制の整備
- 要件6 顧客の把握と情報提供
- 要件7 収益性の検証と設計等への反映
- 要件8 管理（運営、維持、修繕等）の検討
- 要件9 スタジアム・アリーナ整備等に関するコンプライアンスとリスク管理

### ③ 収益・財務に関する要件

効率的かつ効果的なスタジアム・アリーナの整備・管理を進めるためには、民間の資金や経営能力、技術的能力を活用していくことが重要であり、PPP/PFI手法等の中から、地域や施設の実情に応じた適切な手法を用いるべきである。

- 要件10 民間活力を活用した事業方式
- 要件11 多様な資金調達方式

### ④ 事業推進・運営に関する要件

事業推進・運営にあたっては、目標設定、IT・データ活用やスタジアム・アリーナ経営人材の活用などが重要である。

- 要件12 目標設定、評価、フィードバック
- 要件13 スタジアム・アリーナ運営におけるIT・データの活用
- 要件14 スタジアム・アリーナ経営人材

(スタジアム・アリーナ改革指針の公表について)

[http://www.mext.go.jp/sports/b\\_menu/shingi/008\\_index/toushin/1379557.htm](http://www.mext.go.jp/sports/b_menu/shingi/008_index/toushin/1379557.htm)

## スタジアム・アリーナ改革指針

平成28年11月16日  
ス ポ ー ツ 庁

ねらい

### (スタジアム・アリーナ改革とスポーツの成長産業化)

「観るスポーツ」のためのスタジアム・アリーナは、定期的に数千人、数万人の人々を集める集客施設であり、飲食、宿泊、観光等周辺産業へ経済波及効果や雇用創出効果を生み出す地域活性化の起爆剤となる潜在力の高い基盤施設である。

政府は、日本再興戦略2016(平成28年6月2日閣議決定)において、「スポーツの成長産業化」を官民戦略プロジェクト10に位置づけ、スポーツ市場規模を2015年の5.5兆円から、2025年までに15兆円に拡大するとの目標を掲げたところである。スタジアム・アリーナは、こうしたスポーツ産業の持つ成長性を取り込みつつ、地域経済の持続的成長を実現していく施設として、その潜在力を最大限発揮することが期待される。

### (スタジアム・アリーナ推進 官民連携協議会による改革指針の提示)

スポーツによる地域振興及び地域経済の自律的成長に向け、地方公共団体が中心となって取り組むスタジアム・アリーナ整備に関して検討すべき項目を整理するため、「スタジアム・アリーナ推進 官民連携協議会」(平成28年7月開催)のもとで「スタジアム・アリーナ改革ガイドブック(仮称)」(以下、「ガイドブック」という。)を作成することとし、その第1段階として、有識者の協力を得て「スタジアム・アリーナ改革指針」(以下、「指針」という。)をとりまとめた。

指針を通じて、スポーツの成長産業化を妨げている可能性のある、スポーツ施設に対する固定観念や前例主義等に関してマインドチェンジを促すとともに、地方公共団体やスポーツチーム等の責務、民間資金導入をはじめとする民間活用の在り方等を明確化し、もってスタジアム・アリーナを核とした官民による新しい公益の発現の在り方を提示することとする。

### (スタジアム・アリーナ改革指針及びガイドブックの構成)

指針は、

第1章 スタジアム・アリーナ改革の全体像

第2章 スタジアム・アリーナ改革の4つの項目、14の要件

で構成されている。この指針は、ケーススタディ等を進めながら、必要に応じ改訂を行うものとする。

今後、この指針を具体的に実行するための参考資料として、地方公共団体の事業プロセスにおける検討事項や解決策等を具体的に整理し提示するチェックリスト、民間資金調達支援の仕組みの整備、関係法令の情報、国内外の先進事例等を整理し、指針とあわせてガイドブックとして、今年度内に公表することを予定している。

## 第1章 スタジアム・アリーナ改革の全体像

### 1.指針について

#### 1.1 指針におけるスタジアム・アリーナの定義

指針が対象とするスタジアム・アリーナは、数千人から数万人の観客を収容し、スポーツを観ることを主な目的とする施設である。原則として、地方公共団体が所有する公共施設を対象とするが、民間施設も必要に応じ参考としていただきたい。

また、新築や改築等だけでなく、公共施設等運営権制度（いわゆる「コンセッション」）の導入など、管理運営手法の見直しを行う場合も参考としていただきたい。

#### 1.2 指針の位置づけ

この指針は、スポーツを通じた経済活性化、地域活性化を実現する基盤としてのスタジアム・アリーナの在り方について、地方公共団体を主な対象としつつ、広く社会に対し、情報提供を行うものである。

これまで我が国のスポーツは、教育的側面に重点が置かれていたこともあり、成長産業になりうるものとしての認知が低かったとの指摘がある。しかし、モノからコトへという経済価値の転換に沿った形で、従来の教育的側面に加え新たな産業としてスポーツの重要性が高まっている。地域における産業としてのスポーツは、小売、興行、建設、旅行、放送・新聞等、地域経済の様々な分野を活性化する可能性があり、スタジアム・アリーナはそのために必要な基盤である。

地方公共団体にあっては、このようなスタジアム・アリーナを公共施設として整備（構想、計画、設計、建設、更新等）、管理（運営、維持、修繕等）するに当たり、また、民間施設との連携や支援を進めるに当たり、地域の実情に照らし合わせつつ、指針の内容を参考とすることが望ましい。

#### 1.3 スマート・ベニューとの関連

「スマート・ベニュー」は、「スポーツを核とした街づくりを担う「スマート・ベニュー」」（2013年8月スマート・ベニュー研究会・株式会社日本政策投資銀行地域企画部）において提言された新しい概念である。

「スマート・ベニュー」は、多機能複合型、民間活力導入、街なか立地、収益力向上をキーワードとして、「周辺のエリアマネジメントを含む、複合的な機能を組み合わせたサステナブルな交流施設」と定義されている。従来の郊外立地で単機能のスポーツ施設を、街なかに立地し公共施設や商業施設などの複合的な機能を組み合わせたスタジアム・アリーナとすることで、施設の事業継続性と周辺地域への外部効果を発揮し、将来世代に負担を残さない施設としていくものである。

スタジアム・アリーナは、必ずしも「スマート・ベニュー」の概念をすべて兼ね備える必要はないが、サステナブルな交流施設となり得るような多機能複合型、民間活力導入、街なか立地、収益力向上などやエリアマネジメントの実現可能性について、地域の実情を踏まえた十分な検証を行うことが望ましい。

## 2. スタジアム・アリーナ改革によって地域にもたらされるもの

スタジアム・アリーナは、野球、サッカー、バスケットボールをはじめとする集客力を有する「観るスポーツ」の価値や潜在力を最大化させるための舞台であり、定期的に数千人から数万人を集めるイベントを開催できる集客施設である。

スタジアム・アリーナ改革は、スタジアム・アリーナが最大限に活用されることにより、以下のような地域の活性化、持続的成長をもたらし、スタジアム・アリーナを核とした官民による新しい公益の発現を図ることを目標としている。

### 2.1 地域のシンボルとなるスタジアム・アリーナ

スタジアム・アリーナは、収益性の高いイベントの開催や附帯施設の整備など民間のノウハウを活かす余地が大きく、他の公共施設と比較しても収益性の確保が期待される。建設コストや維持管理コストを最適化し、サステナブルな施設として長期的に地域に存続させることが可能である。

スタジアム・アリーナは、地域の住民にとって愛着のある地域のシンボルになっていく施設ととらえることができる。

### 2.2 スタジアム・アリーナを核とした新たな産業の集積

スタジアム・アリーナは、

- ①スタジアム・アリーナ内の経済効果
- ②飲食、宿泊、観光等周辺産業への経済波及効果
- ③スタジアム・アリーナ内外での雇用創出効果

を生み出し、新たな産業集積を創り出す可能性を有しており、地域活性化に大きく貢献できる成長産業としての潜在力が高い分野である。地域を拠点とするスポーツチームがあれば、これらの効果はより継続的に地域にもたらされ、スタジアム・アリーナを核とした新たな産業集積が起きやすくなる。スタジアム・アリーナは、スポーツを成長産業として活性化させるための核となるインフラととらえることができる。

### 2.3 スポーツの波及効果を活かしたまちづくり

スタジアム・アリーナにおけるスポーツは、以下のような地域への波及効果がある。

#### ①にぎわいの創出

集客施設として、人々の地域内交流に加えて、スポーツツーリズム等による地域間対流を促すことにより、まちのにぎわいを創出する。

#### ②スポーツ機会の増加

身近なスポーツチームの存在やスポーツチームと地方公共団体との連携により、地域住民のスポーツ機会が増加し、青少年の健全育成や多世代にわたる健康増進が促進される。

#### ③地域の社会課題の解決

スポーツチームが収益を還元して社会貢献活動を積極的に行ったり、スポーツ選手が地域に対する高い訴求力を活かしてパブリックメッセージを発信したりすることを通じ、社会問題の啓発、被災地復興などの様々な社会課題を効果的に解決に導くことができる。スタジアム・アリーナは、このような波及効果を生み出す場ととらえることができる。

## 2.4 地域の持続的成長

スタジアム・アリーナによるにぎわいのある商業地やイベントがもたらす非日常性は、中長期的に地域に対して以下のような効果をもたらす。

### ①地域のアイデンティティの醸成

スタジアム・アリーナに頻繁に足を運び、スポーツチームを応援し、その勝ち負けに一喜一憂することは、地域住民のアイデンティティの形成、地元への愛着の醸成につながる。

### ②地域の不動産価値の向上

スタジアム・アリーナ周辺の環境価値を高め、地価下落の抑制や新規開発の誘発等、地域の不動産価値を維持・向上させる。

こういった効果は、定住人口の確保、地域の持続的成長を支えるものであり、スタジアム・アリーナは地域活性化の核となるインフラととらえることができる。

## 3. コストセンターからプロフィットセンターへ

我が国のスポーツを観るための施設は、地方公共団体が所有する公共施設が一般的である。スポーツの成長産業化が進み、スポーツチームが施設を所有することができるまでに成長することは1つの理想形ではあるが、当面は地方公共団体が整備・所有することが想定される。

現在のスポーツを観るための公共施設は、観客の快適性・利便性やスポーツチームの営業活動よりも、公的負担の軽減や公共性の確保（地域スポーツへの開放や使用料の減免等）に過度に比重が置かれる傾向にある。しかし、数千人から数万人の観客を収容する施設と、一般的な地域住民の利用に供されるスポーツ施設が、同じ手法・ルールで整備・管理される必要はない。地域の実情に応じて、施設の機能や規模等により適切に区別することが大切である。

そして、このことは、我が国のスポーツの成長産業化を抑制していた一因となっている。スタジアム・アリーナが地域の活性化や持続的成長の核として機能していくためには、スポーツチーム等の活動がその集客力を高め、にぎわいを創り出していく必要がある。スタジアム・アリーナにおける興奮や一体感は、分厚いファン層や幅広い誘客を生み、来場・再来場の可能性を高める。そのような「観る」観点からの高付加価値のサービスを提供している施設は乏しかった。

施設そのものの収益性の向上を中長期的な収支計画に組み込んでいくことが、結果的に公的負担の軽減にもつながる。競技場・体育館の維持管理費や更新費用を将来世代に積み残すことを止め、サステナブルなスタジアム・アリーナへと変革する、すなわちコストセンターからプロフィットセンターへの転換を図ることが重要である。

なお、この場合のプロフィットセンターとは、施設単体で経費を上回る収入を得ることを必ずしも意味するわけではない。過大な投資は厳に抑制すべきであるが、地域の実情に応じて、必要な機能や地域のシンボルとなる建築に対する適切な投資を行い、スタジアム・アリーナを最大限活用することを通じたにぎわいの創出や持続可能なまちづくり等の実現とそれに伴う税収の増加等も含めて、投資以上の効果を地域にもたらすという意味を含んでいる。

#### 4. 民間活力を活用した事業方式、資金調達方式の導入

スタジアム・アリーナの新築、改築、改修には多くの資金が必要であり、大きなリスクを伴うため、多くの場合、公的な資金の提供が不可欠である。そのためには、民間活力の活用による多様な事業方式（PFI、コンセッション、公設民営など）・資金調達方式を活用・充実させることが必要である。事業方式や資金調達方式の検討を通じ、公的資金の抑制だけでなく、施設の充実やサービスの向上を図ることができる。

また、スポーツで稼いだ収益をスポーツへ再投資することを促し、地域経済とスポーツ関係者が連携しつつ自律的に成長を遂げるための資金循環のシステムを実現することが必要である。

#### 5. スタジアム・アリーナにおけるスポーツの価値を最大化するために地方公共団体・スポーツチーム・国が意識すべきこと

##### 5.1 地方公共団体

スタジアム・アリーナにおけるスポーツは、主にプロを中心としたスポーツチームによって行われる興行になると考えられる。

このようなスポーツに対しては、我が国のプロスポーツ発展の歴史やアマチュアリズム等を背景として、単なる企業活動や企業広告に過ぎず、公共による財政負担は不適切であるとの意見もある。しかし、2.3にあるように、スポーツチームは、発信力・訴求力を有する行政のパートナーとして、社会課題の解決等、公共性のある波及効果をもたらす潜在力を有している。スタジアム・アリーナの整備に取り組む際に、行政とスポーツチームが連携して、これらの取組を整理しておくこと等により、公的な支援を行う正当性を担保できる。

その上で、スタジアム・アリーナの整備の主体となる地方公共団体は、「観るスポーツ」の価値を認識し、整備の早期段階から継続的にスポーツチームと連携し、スポーツチームが必要とする施設を可能な限り計画・設計・建設に反映させるなど、スポーツの可能性を最大限活用できるようにすべきである。また、運営面においても、固定観念や前例主義により根拠なく「観るスポーツ」の魅力を高める提案を制約することは結果的に地域によって不利益であることを認識し、「観るスポーツ」の価値が発揮されるように、必要に応じて制度の見直しも含め、柔軟な対応が行われるべきである。

##### 5.2 スポーツチーム

スタジアム・アリーナは、安定的な興行収入をもたらす、地域に根差したスポーツチームを育むインフラである。スポーツチームは、2.3、5.1のとおり、自らの活動による公共的な価値が説明されなければ、スタジアム・アリーナに対する財政支出に関して地域の理解が得られないことを認識する必要がある。

スポーツチームが、経営体として集客力を高め、利潤追求を行うのは当然であり、直接的な集客も地域に対する価値の1つではある。しかし、同時に行政のパートナーとして、スタジアム・アリーナの使用方法について具体的な助言をするなど、スタジアム・アリーナの整備・管理に協力することはもとより、議会や市民の多様な意見を認識し、社会課題の解決に向けて公共的な役割をいかに果たしていくか、スタジアム・アリーナの整備等における地方公共団体の支出に対し、それ以上の公共的な効果を地域にもたらせるかについ



て、スポーツチームが地方公共団体と連携し、自ら説明していくべきである。

### 5.3 国

国は、指針に基づき、スタジアム・アリーナの整備・管理に取り組む地方公共団体を支援するため、地方公共団体の事業プロセスにおける検討事項や解決策等を具体的に整理し提示するとともに、民間資金調達支援の仕組みの整備、関係法令の情報、国内外の先進事例等を整理し、これらの情報を広く展開する。

さらに、個別案件を支援するため、有識者による検討・確認を行うための地方公共団体等の相談窓口を設けるとともに、必要があれば、スポーツ庁による認定制度などについても検討する。

## 6. 諸外国の事例

指針は、米国や欧州におけるスタジアム・アリーナを参考としている。スタジアム・アリーナを地域活性化の中核と見なし、自治体が建設資金の多くを負担しつつ、民間の運営のノウハウを導入した整備・管理が行われており、結果、地域経済に貢献している事例が多く見られる。

日本においてスタジアム・アリーナを整備・管理する際には、海外の事例にも視野を広げ参考とすることが望ましい。

## 第2章 スタジアム・アリーナ改革の4つの項目、14の要件

スタジアム・アリーナ改革に向けて、特に重点的に考慮すべき項目を示す。

### 【1. 集客力を高めまちづくりを支える持続可能な経営資源としての要件】

#### 要件1. 顧客経験価値の向上

スタジアム・アリーナ経営を持続的に成長させていくためには、スポーツを観る人としての顧客経験価値（カスタマーエクスペリエンス）を最大化することが必要である。

顧客経験価値は、観戦環境、臨場感、興奮、円滑な移動、飲食の質、清潔さ、安全等、多岐にわたる要素が複雑に関係するものであり、新技術・他施設事例の把握や観戦者に対する調査等を継続的に実施し、スタジアム・アリーナごとに顧客経験価値の一層の向上を目指して不断の取組が行われるべきである。その際、スタジアム・アリーナをホームとするスポーツチームとの連携が欠かせない。

あわせて、IT 技術の進展により、専用アプリの開発やスマートフォン・タブレット等への映像配信など、観客に対する様々な情報提供や観客による情報発信等が高度化・多様化していくことを前提に、Wi-Fi 環境等の通信環境の導入を検討する必要がある。また、将来の技術の進展を想定し、更新しやすい構造としておくことが望ましい。

また、法人・個人富裕層向けの取組を行うことも想定される。例えば、スタジアム・アリーナに商談など企業間ネットワーキング活動（コーポレート・スポーツ・ホスピタリティ）の場を整備することや、高付加価値の特典が付いた様々なプログラムを行うことなど

が考えられる。これらは、スタジアム・アリーナの収益性の向上や、スポンサー獲得活動に付加価値をもたらすものであると同時に、地域企業等との連携推進に資するものである。

## 要件 2. 多様な利用シーンの実現

スタジアム・アリーナをホームとするスポーツチームがあったとしても、その試合日数はプロスポーツでもっとも試合数の多いプロ野球でも 80 日程度にしかならない。スタジアム・アリーナの集客力や収益性の向上、スタジアム・アリーナによる公益の発現を図るためには、スポーツイベント、コンサート、コンベンション等の多様な利用シーンを実現するための仕様・設備が必要である。

そのため、利用シーンを想定し必要な施設水準について十分な情報収集・検討が行われる必要がある。一方で、将来の利用シーンをすべて想定することは不可能であるため、特に床や搬入口の構造等については、イベントの準備や撤去が容易なものとしておくべきである。このことにより、施設で行えるイベントが多様化するとともに、準備日数を減らし、稼働率の向上が見込まれる。スタジアムに天然芝を張る場合には、その生育環境に配慮した設計とするとともに、天然芝の養生期間を確保する必要があるため、芝生以外のグラウンド部分や観客席、コンコース等の利用シーンなどもあわせて検討することが望ましい。また、仮設や養生用の資材について、スタジアム・アリーナで所有し使用料を徴収することも検討すべきである。

なお、国際メガイベント等要求水準の高いイベントに対応する場合、すべてを常設とするのではなく、一部を仮設対応とすることも考えてよい。その際は、施設の改修に要するコストを抑制できるよう、構想・計画段階から、イベント後に必要な機能を検討し、改修しやすい設計とすることが望ましい。

## 要件 3. 収益モデルの確立とプロフィットセンターへの変革

スタジアム・アリーナが収益モデルを確立し、プロフィットセンターへの変革を実現するためには、魅力的なスポーツイベント（プロスポーツの公式戦など）やコンサート等が開催でき、収益を最大化・多元化できることが必要である。「観るスポーツ」のための施設は、地域の集客施設として公益性があり、そのような観点で評価するよう考え方を広げていく必要がある。

地方公共団体が中心となって整備・管理する運動施設の多くは、これまでは「公共施設」としてシビルミニマムな水準での整備が行われてきており、整備後の収益性の観点が不足していた。今後は、スタジアム・アリーナの整備・管理とスポーツチーム等による活用によってもたらされる効用を適切に評価し、観客の熱狂を生み出したり、来場者を楽しませたりするスタジアム・アリーナの効用を最大化するための機能については、華美なものとして避けるのではなく、必要なスペックととらえて施設内容を検討することが望ましい。

なお、数千席以上の座席の必要性のないスポーツの利用は、プロスポーツのエキシビジョンとしてスポーツイベントに組み込むことや、近隣施設での受入れ等の地域の施設利用の最適化等により、スタジアム・アリーナの収益への影響を避けるべきである。また、数千席以上の座席を必要とするスポーツとして、全国大会の予選となる地域大会の決勝戦等

が想定されるが、スタジアム・アリーナの使用料を一定程度負担することを前提とし、入場料の徴収等を積極的に導入することが望ましい。

#### 要件 4. まちづくりの中核となるスタジアム・アリーナ

スタジアム・アリーナは、大規模な建築物として都市に大きなインパクトを与えるものであり、スタジアム・アリーナそのものだけでなく、周辺地域を含めたエリアの将来像（いわゆる「スマート・ベニュー」）を見据えた様々な検討が必要である。

ショッピングモール、ホテルなどの集客施設や、福祉施設、健康関連施設等との複合化により、日常的な来場者が見込まれ、地域の実情に合わせて、スタジアム・アリーナとあわせて都市に不足する機能を補完する等、複合化を検討し、連携を図るべきである。この際、スタジアム・アリーナを核とするエリアが地域においていかなる機能を有するのか、総合計画や都市計画、地域防災計画等の上位計画との整合を図りつつ、検討が行われることが望ましい。

スタジアム・アリーナは、利便性の高い場所に立地すべきであり、駅や道路等のアクセスマートの整備や周辺エリアとのネットワーク形成等の一体的な開発が図られることが重要である。土地取得に要するインシヤルコストは上昇するが、一方で、施設による地域活性化等の潜在力が発揮できない立地を選択すれば、利便性が悪化するとともに、高齢者、障害者等の交通弱者によるアクセスの支障になることから、トータルとして集積性や公益性が低下する可能性がある。

スタジアム・アリーナの集客力を最大限活用するためには、まちとの連続性を確保するとともに、周辺に質の高いオープンスペースを配置し、スタジアム・アリーナの外でも、にぎわいの創出を図れるようにすることが望ましい。スポーツイベント等の前後に楽しめる滞留場所ができることで、飲食・物販による経済効果やアウェイチームの観戦者に対する地域物産のPR等の効果が見込まれるほか、交通負担のピークカットにも資する。また、まちとの連続性を有する施設や質の高いオープンスペースは、スタジアム・アリーナが使われていない日でも様々な利活用が期待される。オープンスペースの管理者は、その機能が最大限発揮されるよう柔軟な運用を図るべきである。

スタジアム・アリーナが地域のシンボルとして地域住民に愛される施設となるためには、地域の実情や予算を踏まえつつ、まち並みや景観に調和したデザインであることも重要である。

あわせて地域活性化・まちづくりの起爆剤となる潜在力を活かすために、エリアマネジメント等を行うことが考えられる。

なお、スタジアム・アリーナは、イベントによる騒音や振動、交通渋滞、観客の住宅地への入り込みやマナー違反等、周辺の住環境に対するマイナス要素があることも認識する必要がある。スタジアム・アリーナをまちづくりの中核として活用するためには、近隣住民への事前説明や利益還元等、最大限配慮する必要がある。

## 【2. プロジェクト上流段階において検討されるべき事項に関する要件】

### 要件 5. ステークホルダーの確認と検討体制の整備

スタジアム・アリーナ経営を効果的に進めていくためには、スポーツチーム、小売、イベント、交通、消防・警察、地域住民、周辺公共団体、金融機関、メディア、飲食・宿泊等のサービスを提供する民間企業といったステークホルダーをしっかりと確認し、合意形成を円滑に進められる検討体制をプロジェクトの内容に応じて構築することが重要である。

また、スタジアム・アリーナの整備・管理は、地方公共団体の多くの部局の業務に関連することから、プロジェクトの内容に応じて、例えば、スポーツ、都市、土木、建築、観光、商業、交通、防災、教育、福祉、衛生等の関係部局による連携体制が必要である。

### 要件 6. 顧客の把握と情報提供

スタジアム・アリーナの顧客は、要件 1 にあるスポーツやイベントの来場者であるが、複合化や周辺のオープンスペースの活用方法等に応じ、観光客や地域住民を広く含んで設定することが可能である。また、ネーミングライツや広告を購入するスポンサーも顧客としてとらえることができる。顧客を早期に把握し、スタジアム・アリーナ整備の必要性や目標を理解してもらうことが、魅力的なスタジアム・アリーナの整備と円滑な事業実施につながる。

加えて、スポーツイベントを活用してビジネス交流を行う人々など、従来スポーツ産業の顧客でなかった層についても、スポーツの潜在力を活かしつつ新規顧客として取り込む、顧客創造への取組が必要である。

### 要件 7. 収益性の検証と設計等への反映

スタジアム・アリーナの構想段階において、収益性を確保しつつ合理的な施設管理ができる整備方針を立て、それに沿って民間活力を生かした事業方式・資金調達方式で構想を具体化する必要がある。

この際、整備方針と中長期的な収支計画を一体的に検証し、設計等に反映させていく必要があり、スタジアム・アリーナをホームとするスポーツチームの利用方法や要件 2 に示す多様な利用シーンをどのように設定するかが、設計の内容や収支に大きな影響を与える。また、VIP ルームや特徴のある座席等の付加価値を生み出す施設・設備については、投資と回収の効果を見つつ官民で役割分担を検討してもよい。

また、まちづくりとの連動、景観への配慮、防災機能の提供など、周辺地域と一体となった計画策定が必要である。

## 要件 8. 管理（運営、維持、修繕等）の検討

スタジアム・アリーナのライフサイクルコストは、一般に初期投資コストより管理コストの方が多くの割合をしめると言われている。スタジアム・アリーナ整備プロジェクトの上流段階から、管理を十分に織り込んだ計画をつくる必要がある。特に、メガイベントを契機にスタジアム・アリーナを整備する場合、イベント終了後の持続的な利用計画（レガシープラン）をしっかりと検討することが不可欠である。

スタジアム・アリーナの管理の中でも特に、柔軟な運営や維持の効率化の検討にあたっては、行政単独で行うよりも、民間のノウハウを最大限活用すべきである。このため、スタジアム・アリーナの管理は、要件 10 に示す民間活力を活用した事業方式と密接に関連するものであり、プロジェクトの上流段階で事業方式の想定、民間に対する情報収集、徹底した情報公開、ステークホルダー間での十分な協議等を通じて、サステナブルなスタジアム・アリーナを実現できる最適な在り方を検討しておくことが望ましい。

## 要件 9. スタジアム・アリーナ整備等に関するコンプライアンスとリスク管理

スタジアム・アリーナ整備に当たっては、当然、都市計画法、建築基準法、興行場法等各種法令の順守が必要である。特に立地選定の段階では、行政計画上の位置づけや所有者等について早期に把握すべきであり、条例や各種計画の変更を伴う可能性があることを踏まえ、その手続に必要な期間やコストを早期に把握すべきである。

また、プロジェクトの構想、計画、設計、建設、運営、維持、修繕等の各段階におけるリスクについても、プロジェクト規模が大きく、複雑性を有することから、適切なリスク管理が必要となる。このため、プロジェクトの各段階でのリスクを極力見える化し、できる限り上流段階で解決することで、プロジェクトの成功を確かなものとするとともに、円滑な資金調達に資する。

### 【3. 収益・財務に関する要件】

## 要件 10. 民間活力を活用した事業方式

効率的かつ効果的なスタジアム・アリーナの整備・管理を進めるためには、民間の資金や経営能力、技術的能力を活用していくことが重要であり、PPP/PFI 手法の中から、地域や施設の実情に応じた適切な手法を用いるべきである。

「多様な PPP/PFI 手法導入を優先的に検討するための指針」（平成 27 年 12 月 15 日民間資金等活用事業推進会議決定）においては、主に人口 20 万人以上の地方公共団体を対象として、一定規模以上の公共施設の整備、運営について PPP/PFI 手法 の導入検討をすることが要請されており、スタジアム・アリーナの大多数がこの対象となるものと考えられる。

PFI 事業やそれに類する事業方式によるスタジアム・アリーナ整備には、御崎公園球場（神戸市）、北九州スタジアム等があるが、これらの事例では、支出・収入の予測、消費経済効果の算出、収益性の確保につながる施設整備や地域のにぎわい創出のためのエリアマネジメントに関する提案の募集等が行われている。スタジアム・アリーナの整備・管理

の事業方式の決定は、このような施設や地域の経営的視点を持ち、それを実現するためのパートナーとなる民間事業者を選定できるよう、入念な事業方式・発注方式の検討や情報公開が必要になる。

近年、地方自治法に基づく指定管理者制度によって、民間事業者が管理運営を担うケースが増えてきており、スタジアム・アリーナに関する知見を活用し、収益の拡大や委託費の削減がなされている。民間のノウハウを更に活用するためには、投資や料金設定等の自由度を制度的に担保した上で、契約において確保することが求められる。これらの方法としてコンセッション等が考えられるが、現行制度上の課題もあるため、別途文部科学省と関係省庁で検討することとなっており、その結果も踏まえつつ民間の自由度の高い運営をしていくことが望ましい。

なお、地方公共団体とスポーツチームが協力してスタジアム・アリーナの整備・管理を行う場合、公募方法等における競争の公平性の観点から、幾つかの懸念が生じる可能性もあるが、スポーツチームが発注者側のパートナーであることの説明責任を果たす方法として、例えば、協定の締結や PFI 事業の実施方針等におけるスポーツチームとの連携の明記等が考えられる。

#### 要件 11. 多様な資金調達方式

スタジアム・アリーナはプロフィットセンターとして経営するものであり、地方財政と国費からなる税金を中心とした資金調達から、民間資金を組み合わせた多様な資金調達へと転換を図るべきである。

地方公共団体、スポーツチーム、PFI 事業者等が民間の融資等により資金調達をすることだけでなく、スポーツチームが指定管理者となり、運営による収益から建設費用の一部を回収している広島市民球場や建設費用を寄附金や出資金で調達した横浜スタジアムや市立吹田サッカースタジアムの事例等、多様な資金調達を工夫することにより、財政負担の軽減・平準化を図ることが可能である。

民間の融資等の審査にあっては、事業者の信用力、コンプライアンスの順守、安定的な収入の確保、他の調達先の意向、民間の運営自由度を担保する制度内容、リスク面等における官民の適切な役割分担等について、事業計画、制度設計、契約内容等が確認されることから、第 2 章の要件の多くは、資金調達方式の決定の前に整理する必要がある。

#### 【4. 事業推進・運営に関する要件】

#### 要件 12. 目標設定、評価、フィードバック

スタジアム・アリーナの運営に関する目標は、施設単独での目標と地域経済やまちづくりへの貢献の観点での目標の両方を設定することが望ましい。施設単独での KPI（重要業績評価指標）としては、例えば、来場者数、稼働率、収益、管理水準等が考えられる。地域経済やまちづくりへの貢献の観点は、地域の実情やスタジアム・アリーナの果たすべき役割に応じて、個別に設定されるべきである。

あわせて、日常的・継続的に確認を行うとともに、第三者評価を含む評価手法を設定し、それらをもとに、運営の課題解決や収益性の向上、地域への貢献などを実現できるよう運営方法の転換を図るべきである。

### 要件 13. スタジアム・アリーナ運営における IT・データ活用

施設の収益性の向上、評価、効率的な管理等のために、IT・データの活用が極めて重要である。

一部のスタジアムでは CRM（Customer Relation Management、顧客関係マネジメント）施策が進んでいるが、ほとんどのスタジアム・アリーナでは、会員管理含めてビッグデータ管理が遅れている。会員情報や過去大会の記録といった既存情報に加え、大会観戦に訪れた観客の年齢・性別・居住地域などの統計的なデータ、価値観や嗜好等の心理に関するデータ、観戦回数や購買等の行動に関するデータ、行動意図や満足度等のベネフィットに関するデータ等、顧客情報を収集し活用する必要がある。

既存情報に関してはそれを管理するシステムを、新規情報に関してはそれを取得し管理する仕組みを導入するとともに、データに基づくマーケティングやプロモーション、さらにはデータに基づく検証といった PDCA サイクルを回すことが期待される。

また、スタジアム・アリーナの管理を IT 化することで、水道光熱費の抑制やサービスの合理化等、効率的な管理運営を図ることができる。

### 要件 14. スタジアム・アリーナ経営人材

スタジアム・アリーナの経営にあたっては、施設の整備だけでなく、運営・マーケティング・財務管理・契約等を専門的にマネジメントできる知見を持った人材・団体が必要不可欠である。スタジアム・アリーナの建設は、地方公共団体にとって数十年に 1 度しかない事業となることが多く、行政職員だけでは対応しきれない専門性が必要となることを前提とすべきである。様々な事案にかかわったことのある専門家にプロジェクトの上流段階から関与してもらうことが、プロジェクトの円滑な推進と成功につながる。

大学スポーツの振興に関する検討会議  
最終とりまとめ

～大学のスポーツの価値の向上に向けて～

平成 29 年 3 月  
文部科学省



# 目次

< 1 > 大学スポーツの振興に向けた基本的考え方（方針）について	2
大学スポーツ振興の意義	2
大学スポーツ資源の潜在力を発揮するための方向性	3
< 2 > 個別テーマの目標・達成に向けた取組について	5
1．大学トップ層の理解の醸成	5
2．スポーツマネジメント人材育成・部局の設置	5
3．大学スポーツ振興のための資金調達力の向上	7
4．スポーツ教育・研究の充実や小学校・中学校・高等学校等への学生派遣	9
5．学生アスリートのデュアルキャリア支援	12
6．スポーツボランティアの育成	13
7．大学のスポーツ資源を活用した地域貢献・地域活性化	14
< 3 > 大学横断的かつ競技横断的統括組織（日本版NCAA）の在り方	16
1．現状・課題	16
2．これまでの検討状況	18
3．日本版NCAAの在り方	18
< 4 > 今後の進め方	22
【別紙1】アメリカにおける調査により確認できた主な視点	23
【別紙2】BUCSの概要	25
【参考1】大学スポーツの振興に関する検討会議 名簿	28
【参考2】大学スポーツの振興に関する検討会議 開催実績	29
【参考3】大学スポーツの振興に関する検討会議タスクフォース 名簿	30
【参考4】大学スポーツの振興に関する検討会議タスクフォース 開催実績	31

## < 1 > 大学スポーツの振興に向けた基本的考え方（方針）について

### 大学スポーツ振興の意義

（公共的役割を担う存在としての大学スポーツの可能性）

平成 23 年に制定されたスポーツ基本法では、スポーツは、青少年の健全育成や、地域社会の再生、心身の健康の保持増進、社会・経済の活力の創造、我が国の国際的地位の向上など、国民生活において多面にわたる役割を果たすものとされている。

こうした中、大学にはスポーツに係る豊富な人材や充実した施設を有しているものもあることから、平成 24 年に制定されたスポーツ基本計画においても、地域スポーツと企業・大学等との連携が掲げられており、スポーツを通じて社会の発展を支える存在として、大学スポーツはこれからも重要なポジションを占めていくものと考えられる。

近年、国民生活、国際社会の両面においてスポーツの役割は重要性を増すとともに、多面にわたってきていることを受け、政府としてスポーツ政策を総合的に推進し、スポーツを通じて社会を発展させていくために、平成 27 年 10 月にスポーツ庁が創設された。

大学におけるスポーツの振興は、大学のスポーツ施設の地域住民への開放や総合型地域スポーツクラブの運営を通じて、大学の枠内にとどまらず、広く国民の健康増進に資するとともに、地域・社会の活性化の起爆剤となりうるものである。また、障害者スポーツの振興や男女共同参画等を通じて共生社会の実現に寄与するとともに、国際交流の推進やスポーツ文化の振興により人間性を涵養し社会を形成する人材の育成に貢献する可能性がある。さらに、世界大会で好成績を収めた大学のトップアスリートが、国際競技連盟等の役員に就き、スポーツ面で国際社会に貢献することは、日本の国際的地位の向上にも資することとなる。

また、大学においては、近年ガバナンス改革が進められており、「大学のガバナンス改革の推進について（中央教育審議会大学分科会組織運営部会審議まとめ、平成 26 年 2 月）」で指摘されるように、広く社会一般が大学にとってのステークホルダーとも考えられる。他方、大学は、従来のように授業料や公費だけでは、各大学の機能を発揮し続けることは困難となっており、大学によっては、既に基金制度を設け、寄附金や協賛金を募って社会からも支援を得ながら運営している場合もある。今後、大学は社会への説明責任や社会貢献を果たしながら、社会に支えられるに相応しい運営をするとともに、学内の資源の最適化だけでなく、学外とのコミュニケーションを一層図り社会との連携を深化させ公共を支えていく必要があるが、この点はスポーツにおいても当然

に当てはまる。

(我が国の大学におけるスポーツの効用とスポーツ資源(人材、施設等)の現状)

大学におけるスポーツ活動には、大学の教育課程としての体育、学問体系としてのスポーツ科学、課外活動(部活動、サークル活動、ボランティア)等の側面があり、各活動には、身体能力を高める、健康的生活をデザインする、豊かな生活を送る等の様々な効用がある。

このため、我が国の大学には、教育研究機関としての知的資源はもとより、高い競技力を持つアスリートや優秀なスポーツ指導者等の貴重な人材が存在する上、多くの大学において体育・スポーツ施設が整備されており、スポーツを通じて社会を活性化させてきた貴重な機関であると言える。

### 大学スポーツ資源の潜在力を発揮するための方向性

(大学においてスポーツ分野を学ぶことの重要性)

「スポーツ・クラブ統括組織と学修支援・キャリア支援に関する調査(公益社団法人全国大学体育連合、平成27年)」によれば、大学スポーツへの社会の期待として、運動部学生の人間的成長やリーダー養成を挙げている割合は極めて高くなっている。大学進学率が向上する中、大学において、運動部活動をしていない学生を含めてより多くの若者がスポーツ分野を学び、オリンピック・パラリンピック・ムーブメントにおいても重視されるスポーツの価値や高潔性(インテグリティ)といったスポーツの社会的効用を理解することは、スポーツを通じた社会発展を促進するものである。

(大学横断的かつ競技横断的統括組織(日本版NCAA)創設に係る検討)

スポーツを通じた社会発展のため、大学スポーツの振興を図る必要があるが、大学の運動部活動については部活動が課外活動であることから教育研究と比較して大学からの支援が必ずしも手厚いとは言えず、我が国において大学の持つスポーツ資源の潜在力が十分に発揮されているとは言い難いのが現状となっている。

我が国の大学における運動部活動の現状は、各大学で学内の体育会組織への関与の在り方が異なる上に、学校横断的かつ競技横断的な組織である「公益財団法人全国高等学校体育連盟」と異なり、各学生連盟が競技種目別に設立されており、運動部活動全体での一体性を有していない。一方、大学スポーツ先進国のアメリカでは、NCAA(全米大学体育協会: National Collegiate Athletic Association)という大学横断的かつ競技横断的統括組織が存在し、大学スポーツ全体の発展を支えている。

大学スポーツ資源の潜在力を発揮するための突破口として、運動部活動を含めて全学的にスポーツ分野に取り組む大学や学生競技連盟を核とした大学横断的かつ競技横断的統括組織(日本版NCAA)の創設に向けた議論を進める必要がある。平成27年6月に閣議決定された日本再興戦略においても、大学横断的かつ競技横断的統括組織について平成28年度中に設置に向けた方向性について結論を得ることとされている。

## < 2 > 個別テーマの目標・達成に向けた取組について

### 1. 大学トップ層の理解の醸成

(我が国の大学トップ層におけるスポーツ理解の現状)

大学スポーツを通じた教育や研究、社会貢献の重要性について、我が国においては学長等の大学トップ層が十分な認識を有しているとは必ずしも言えない。特に競技別の学生連盟や学生主体の部活動は大学スポーツにおいて重要であるが、これまで、大学側は課外活動と捉えてあまり関与してこなかった。今後、大学が持つスポーツ資源を十分に活かしつつ、大学スポーツの発展を目指していくためには、大学が部活動を含めて大学スポーツに関与していくことが必要であり、まず大学トップ層が大学スポーツのもつ価値を認識することが重要である。

(大学関係者の会議等を通じた大学スポーツに関する理解の醸成)

政府や大学スポーツ関係団体は、スポーツ関係者・団体内にとどまることなく、大学関係者が集まる場等を積極的に活用し、大学スポーツの重要性について大学トップ層はもとより、広く大学関係者全体の理解の醸成を図っていくべきである。

公益社団法人全国大学体育連合では、平成 28 年 3 月に「大学スポーツ推進宣言」(学長による署名大学数：169 校(平成 29 年 3 月 1 日時点))を発表するなど、大学トップ層の理解を求める活動を進めている。このほか、我が国では約 300 に及ぶスポーツ健康系の学科長を対象とするスポーツ健康系学科長協議会や、約 30 大学が加盟する全国体育系大学学長・学部長会、及び約 30 大学が加盟する日本教育大学協会保健体育・保健研究部門など大学関係者が集まる大きな組織があり、今後はこのような場においても、大学スポーツの活性化に向けて働きかけていくことが有効と考えられる。

また、国内の大学スポーツ競技会のほか、大学スポーツ振興の国際動向について国民の関心を高める観点から、国際大会であるユニバーシアード競技大会や国際大会として行われている種々の競技別大学選手権のブランド力の向上について、スポーツ関係者・団体だけでなく、大学関係者が認識することも重要である。

### 2. スポーツマネジメント人材育成・部局の設置

#### 大学内のスポーツ分野を統括する部局、人材の必要性

(我が国の大学スポーツ統括部局の先進事例)

我が国の大学部活動は課外活動として位置づけられており、体育会に積極的に関与する大学は少なく、また、全学的にスポーツ分野の取組を一体的に行う部局を置いていない大学が多いのが現状である。

一方、近年、学生アスリートの管理やスポーツを通じた大学ブランド力の向上の機能を担う部局(アスレチックデパートメント)を設置するアメリカの大学のような体制を採用する大学<sup>1</sup>が増え始めている。

大学スポーツの活性化を図るためにはこのような部局を持つ大学が広がるのが重要であり、各大学においてスポーツ分野を一体的に行う部局の設置を支援する必要がある。

#### (大学スポーツ・アドミニストレーターの配置促進)

各大学におけるスポーツ分野の取組を戦略的に推進するためには、前述のように、スポーツ分野を一体的に統括する部局を設置することは有効な方策であると考えられるが、同時に当該部局を担う人材(大学スポーツ・アドミニストレーター)の配置も進める必要がある。

大学の研究分野においては、ユニバーシティ・リサーチ・アドミニストレーター(U R A)が配置されており、大学等において、研究者とともに、研究の企画立案、研究資金の調達・管理、知的財産の管理・活用を専門的に行っているが、スポーツ分野でも同様に、教育、研究、課外活動及び社会貢献を含め学内のスポーツ活動に一定の知識・経験を有しつつ、大学スポーツの事業開拓とブランド力の向上を推進する能力を有する者の配置が求められている。例えば、大学のスポーツ施設の活用を検討する場合には、大学の仕組み(法制度、学則、3つのポリシー<sup>2</sup>、学事日程等)だけではなく、スポーツ施設の運営方法や収益モデルも理解しながら、学内外を調整して大学スポーツを円滑に推進していく能力が必要とされる。

また、大学スポーツ・アドミニストレーターには、U R A やアドミッション・オフィサー、カリキュラム・コーディネーターをはじめとする高度専門人材や

---

<sup>1</sup> 例えば、早稲田大学では平成 15 年に、学内体育各部 44 部、約 2,500 名の部員を統括する「競技スポーツセンター」を設置しており、平成 26 年度からは、体育各部全部員を対象とした「早稲田大学アスリートプログラム(W A P)」を展開している。W A P では、アスリートとしての教養、キャリア形成支援、ボランティア・地域貢献活動、国際交流に関するプログラムを一体的に推進している。

また、平成 28 年度より早稲田大学は株式会社アシックス及びアシックスジャパン株式会社と組織的連携協定を締結し、大学スポーツの発展がスポーツ界全体に大いなる牽引を果たすことを目的として研究開発や人材育成、社会貢献活動において連携していくこととしている。なお、スポーツ分野を統括する早稲田大学競技スポーツセンターがアシックスジャパン株式会社との連絡窓口を担っている。

<sup>2</sup> 「卒業認定・学位授与の方針」(ディプロマ・ポリシー)、「教育課程編成・実施の方針」(カリキュラム・ポリシー)、「入学者受入れの方針」(アドミッション・ポリシー)

事務職員等と組織的に協働していくことも重要である。さらに、I R (学生を含む大学の諸活動に関するデータを収集・分析し経営を支援する職員)とも連携して大学経営につなげることも有効な戦略と考えられる。

このような専門人材の各大学における配置を支援すると同時に、全国的な大学スポーツネットワークの構築を進めていく必要がある。

### **3 . 大学スポーツ振興のための資金調達力の向上**

#### **大学スポーツ振興のための資金調達力向上**

( 大学スポーツ先進国の現状 )

アメリカのN C A A ( National Collegiate Athletic Association : 全米大学スポーツ協会 ) は、アメリカの4大プロリーグ( N F L ( National Football League )、N B A ( National Basketball Association )、M L B ( Major League Baseball )、N H L ( National Hockey League ) ) に対して3割程度の市場を有しており、先進的な例といえる。(平成25年)

N C A A の収入(平成27年)は年間約1,000億円で、放映権料が約85%を占めている。N C A A ビジネスにおける成功は、徹底したコスト削減、カンファレンス・大学間の競争、統一ブランディングといった戦略により得られた収益を、大学の教育やスポーツに再投資することで、更にスポーツの価値を向上させるという好循環を構築できていることが要因とされている。

このように大学スポーツで莫大な収益をあげている一方で、監督やコーチの報酬の増大傾向や、スカラシップの拡充が学生アスリートの競技漬けにつながる懸念などが指摘されている。

大学スポーツで収益をあげている個別大学の例としては、スタンフォード大学が挙げられる。スタンフォード大学ではアスレチック部門が大学スポーツを推進しており、運営費の一部は自力で資金調達をしている。

当該組織のトップには、大学スポーツのビジョンを持って、マーケティング、デベロップメント、チケット・グッズのセールス、ファシリティ管理、トレード、リクルーティング、広報、ガバニングボードとの交渉等の全てをマネジメントできる能力を有する者を配置している。

なお、スタンフォード大学では、大学スポーツの振興を教育面と切り分けて収益をあげることを目標にしているのではない。学業との両立を重視し、卒業後に社会に発信力を持つ人材の育成を使命としながら、経営面において収益を上げて大学スポーツを活性化させている。

( 我が国のスポーツを通じた大学の資金調達力向上に関する先進事例と必要な取組 )

大学スポーツは、スポーツマーケティングの視点からも潜在力を有してい

る。スポーツが発展するための重要な要素である「する」「観る」「支える」の好循環を大学スポーツで形成することが重要である。

民間企業と協定を締結し、大学スポーツの産業化に挑戦している大学も出てきている。大学と企業のブランド価値を双方に高め、ファンやスポンサーを増やすことにより得られた収益を大学の教育研究に還元していく流れを目指し、ブランドの統一や、グッズ販売、広報等に取り組んでいるところもある<sup>3</sup>。

### 民間資金等を活用した大学スポーツ施設の充実

好循環を形成する要素の一つとして、大学スポーツ施設の有効活用も重要である。ある程度の観客を収容できる施設を整備又は活用していくことが大学スポーツの活性化に資するものと考えられる。

大学対抗戦は、一つの会場で試合をまとめて行うセントラル開催が一般的であるが、大学スポーツの活性化の観点から、学生にとってより身近な各大学のキャンパス内などにおいてホームアンドアウェイ方式で開催することも期待される。

大学スポーツ施設の充実にあたっては、施設利用による収益も期待できることから大学において自己資金や民間資金等の多様な財源の活用による財政面での創意工夫や民間事業者のノウハウを活用することなどが考えられる。<sup>4</sup>

もとより、現行制度においても大学はスポーツを通じて様々な収益活動に取り組むことが可能である。例えば、大学関連商品の作成・販売、ネーミングライツの設定のほか、教育研究に支障の無い範囲においてアリーナやトレーニングルーム等について施設使用料を得ながら開放することが可能である。

さらに、大学スポーツ施設と外部パブリックスペースを連鎖させて収益施設を併設・活用しキャンパスの価値を一層高めていくことも可能である。これらの取組が一層進むよう、政府は大学経営層への積極的な情報提供等の支援を行う必要があるほか、大学においても、ソフトとハード両方の学内資源を管理・

---

<sup>3</sup> 平成28年度より早稲田大学は、株式会社アシックス及びアシックスジャパン株式会社と組織的連携協定を締結し、大学スポーツの発展がスポーツ界全体に大いなる牽引を果たすことを目的として、研究開発や人材育成、社会貢献活動において連携していくこととしている。

<sup>4</sup> 例えば、金沢大学では金沢大学スポーツ・地域活性化プロジェクト（仮称）を実施する。当該プロジェクトではスポーツ活動を通じたグローバルな人材の育成や青少年教育の振興、及びこれらによる地域社会への貢献を目的とし金沢大学が保有する屋外運動施設（サッカー場及び陸上競技場）を民間資金の活用により再整備（人工芝の張り替えと照明機器の設置等）するとともに、保有資産の有効活用を図ることとしている。



運営し、その収益を教育研究や社会貢献に循環させるシステムを構築する必要がある。この点においても、大学スポーツ・アドミニストレーターが果たす役割があると考えられる。

#### **大学の部活動の管理体制の明確化と会計等の透明性の確保**

運動部を含めた大学の部活動は、学生を中心とした自主的・自律的な運営が多く、その会計については、大学が、部活動を行う団体への公認や、助成等を通じて収支等の状況を把握している場合もあるが、透明性の確保については各団体に委ねられている部分も大きい。一方、企業を含めた社会からのさらなる支援や応援を得て、大学スポーツの振興を図っていくためには、部活動に携わる学生・保護者に対してはもとより、社会に対しても、収入とその使途についてしっかりと説明できるよう、会計の透明性の向上を図っていくことが重要である。

なお、大学の体育会を法人化している大学もあり、そのような仕組みも参考にしつつ、スポーツ関係分野を一体的に統括する部局が中心となって、部活動の会計の透明化や運営の在り方について検討を行い、社会への説明責任を積極的に果たしていくよう、大学として各団体に促していくことも有効と考えられる。

#### **4 . スポーツ教育・研究の充実や小学校・中学校・高等学校等への学生派遣**

##### **大学体育の充実と学生のスポーツ環境の整備**

大学は体系的に体育を学ぶ最後の機会とも言える。体育の授業を通してスポーツと健康について学生に教授することは、大学生活を健康で有意義に過ごすためだけでなく、学生の運動習慣の定着や豊かな人生の実現に資するものであり、健康長寿社会を築く上でも重要である。

大学での体育授業の教育効果については概ね良好な結果が得られていることが指摘されている。具体的には「体育実技は意義があった」が約 70%であったとの結果が示されている。(出典：「大学および短期大学の女性卒業者 1,000 人の教養体育に対する意識」『大学体育』第 104 号、北徹朗ほか)

また、大学体育は、高等学校までの学校体育と比較して、スキーやゴルフ、ボウリング、ボルダリングなどより多様な種目を積極的に教育の場に導入し、教材研究を重ねてきた。このような取組がスポーツ人口の拡大に寄与してきたと考えられる。

学部段階において、授業科目に「保健体育」の内容を取り入れた授業科目を開講している大学の状況については、国立大学は 82 大学 (100%)、公立大学

は78大学(98.7%)、私立大学は550大学(95.3%)である。そのうち、当該授業科目を必修化している大学は、国立大学は78大学(95.1%)、公立大学は47大学(59.5%)、私立大学は283大学(49.0%)である<sup>5</sup>。

さらに、公益社団法人全国大学体育連合の「大学スポーツ推進宣言」では、各大学が、大学におけるスポーツの課外活動の重要性を捉え、学生の自主性を尊重しつつ、組織運営や練習を支援すること、運動部学生の学習支援やキャリア支援を行うこと、大学間で連携して取り組み、行政や企業等への協力要請を推進していくこと等が宣言されている。

しかしながら、学生の身体能力やコミュニケーション力が低下しているとの指摘もあることから、各大学においては、学生の健やかな身体を養い社会に送り出すため、大学体育の有効性を改めて見つめ直し、その重要性を認識し、より一層、大学におけるスポーツ教育・カリキュラムを充実することが必要である。その際、特にスキーやゴルフ等の授業を合宿による集中講義として行うことは、大学による地方創生や社会貢献にもつながる有効な取組と考えられる。

また、課外活動の運営支援、学習支援、キャリア支援等を充実し、より多くの学生がスポーツに取り組む環境を整備することが必要である。

こうした多様な取組により、学生が大学卒業後も生涯にわたりスポーツに親しむ習慣づくりを通じて、健康で活力に満ちた長寿社会の実現に寄与していくとともに、そうした観点からも、各大学が、そのミッションや規模に応じて、必修化も含めた大学体育の充実方策について積極的に検討すべきである。また、このような取組を推進するためには、大学トップ層がスポーツの価値について認識を深めるよう、積極的に働きかけることが重要である。

## **スポーツ科学研究の促進と成果の社会還元**

大学におけるスポーツ分野の研究<sup>6</sup>は、身体能力や身体機能の向上、心身の

---

<sup>5</sup> 文部科学省調べ。「保健体育」に該当するか否かについては、各大学の判断に基づき回答。

<sup>6</sup> スポーツ分野の研究を推進している研究開発拠点の例として、センター・オブ・イノベーション(COI)プログラムにおけるCOI立命館大学拠点が挙げられる。当拠点では、10年後に目指すべき社会を、「スマートウェア技術、空間シェアリング技術を用いた運動誘導/継続、ロコモ予防対策による寝たきりゼロの社会」と定めている。目指すべき社会を実現するために、順天堂大学、周辺自治体および企業と連携し、空間価値を変える新しいスポーツ健康技術開発等を行い、「運動」を媒介に「スポーツ・運動」と「医療」両側面から健康を維持・増進し、すべての人々をアクティブな状態へ誘導する環境システムの構築等を行っている。

調和の取れた健康等、社会発展を支える基盤である人間の活力を高めるものであり、より一層の推進を図るべきである。その際、地域社会や産業界との一層の連携等により、研究成果の社会還元積極的に取り組むべきである。

今後、スポーツ・健康科学の発展を通じた国民の心身・健康保持増進のための新モデルの構築、障害者支援の推進による共生社会の実現などの実践研究の成果を社会に還元する取組を推進していく必要がある。また、スポーツの文化面の研究も推進していく必要がある。

### 小学校、中学校、高等学校等への学生派遣

小学校において、常勤の体育専科教員を配置している学校の割合は 6.0%、教員の平均年齢は、男性教員が 45.0 歳、女性教員 43.4 歳、体育指導を補助する外部指導員を配置している学校の割合は 8.5% であり、専門的な指導が十分に実施されていない状況も見られる。(出典:「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」平成 25 年度・平成 27 年度、「学校教員統計調査」平成 25 年度)

中学校、高等学校における運動部活動において、競技経験のない教員が顧問を担当している割合は、中学校で 45.9%、高等学校で 40.9% という状況であり、また、学校現場を取り巻く環境が複雑化・多様化し、様々な対応が求められている中、教員の負担の軽減を図りつつ、部活動の指導を充実していくためには、地域のスポーツ指導者等から幅広い協力を得ていくことが必要である。(出典:「学校運動部活動指導者の実態に関する調査」(公財)日本体育協会、平成 26 年)

また、幼児期における運動経験や好き・嫌いがその後の運動習慣や体力・運動能力に大きな影響を与えているとの指摘もあり、幼児期に多様な運動やスポーツに親しみ、運動をする意欲を高めていく取組が必要である。

このため、大学においては、地域の幼稚園、保育所、認定こども園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校と連携し、体育の授業や運動部活動を支援できる学生の派遣や子供たちに適したプログラム開発など、指導体制の支援に向けた取組を推進していく必要がある。



また、スポーツ分野の研究を推進している個別大学の例として、東京大学が挙げられる。東京大学ではスポーツ・健康科学は、身体能力や身体機能の向上、心身の調和の取れた健康等、社会発展を支える基盤である人間の活力を高めるものであると考えている。そして、医学、工学、人文社会科学、コンピューターサイエンス等、分野横断の取組による新たな価値を創造するべく平成 28 年 5 月に「東京大学スポーツ先端科学研究拠点」を設置した。

学生がこのような取組に参加することは、教員を目指す学生にとっては、学校現場の実態を体験できる貴重な経験になる。また、他の学生にとっても、将来のキャリア形成という観点から、子供たちを指導する貴重な体験を得ることは有意義なものと考えられる。

## 5 . 学生アスリートのデュアルキャリア支援

(学生アスリートの学修とデュアルキャリア支援の現状)

学生アスリートにとって大学時代は競技力向上のキャリア面で重要な時期であると同時に、将来社会で活躍するうえで必要なスキルを身につけ、人間形成を図るうえでも重要な時期と言える。そのため、大学は学生が学業を修めスポーツでも活躍するための修学上の配慮をすると同時に、将来に向けたキャリア形成支援<sup>7</sup>を行って社会に送り出すことが重要である。

アメリカのスタンフォード大学では、学生アスリートについて、大学在籍とスポーツ活動を維持するための学業成績の基準を設けている。具体的には、1学期あたりに必要な取得単位数や授業出席回数の基準を設け、その要件を満たしていない場合にスポーツ活動を停止する指導をし、その回数が重なった場合には退学処分としている。

(学生アスリートの学修とデュアルキャリア支援の充実)

運動部学生の学修支援について約7割の大学がその必要性を感じている。  
(「運動部学生の修学に対する学生競技連盟の取り組みに関する調査報告」  
『大学体育』106号、(公社)全国大学体育連合、平成27年)

大学が学生アスリートの学業とスポーツの両立を適切に支援するためには、まず学生アスリートの状況を的確に把握する必要がある。例えば、クラブの活動日と自由時間、卒業後の競技継続の意思、学生アスリートの卒業・就職・就職後の状況等である。

修学上の配慮として、公式試合や遠征等で授業を欠席したときの配慮や、練習時間に配慮した授業の時間割編成、運動部学生向けのクラス編制、個別学習

---

<sup>7</sup> 前述のWAPでは、学修に関しては、早稲田大学の体育各部部員に相応しい基本的な心構えや態度を習得する「人格陶冶のための教養プログラム」を実施するとともに、「修学支援プログラム」を行っている。具体的には、全ての運動部に所属する学生の学業情報を把握し、所属学部及び体育各部部長と連携して、標準修業年限で卒業できるようサポートしている。

例えば、在学中から卒業後及び競技引退後について考える機会を持つキャリア形成支援プログラムの実施や、キャリアセンターと連携したインターンシッププログラムや就職支援等も行っている。

支援等の学内制度上の柔軟性を持って学生アスリートを支援している大学もある。（「スポーツ・クラブ統括組織と学修支援・キャリア支援に関する調査報告」『大学体育』105号、（公社）全国大学体育連合、平成27年）

また、競技団体と大学との連携をとっている大学は約50%（「デュアルキャリアに関する調査研究」報告書（平成25年度文部科学省委託事業）（独）日本スポーツ振興センター）である。今後、競技団体と大学との間で組織的な連携がとられ、学生が学業とスポーツを両立しやすい環境が構築されることが期待される。

そのほか、競技成績だけでなく学業等の面でも優秀な学生アスリートを表彰する大学や学生競技連盟もある。こうした取組を通じて、学生アスリート及びそれを取り巻く関係者の間でデュアルキャリアの理念について普及啓発を行うことは有効と考えられる。

## 6. スポーツボランティアの育成

（大学におけるスポーツボランティアの活動状況）

一部の大学ではボランティアセンターを設置し、ボランティアをするサークル及び研究室の一覧を公開したり、ボランティアのニーズとシーズのマッチングを図る等の取組をしている。その中で、スポーツボランティアについても取り扱っているところもある。また、学生が専門性の必要なボランティアに取り組むにあたり、民間資格を活用して学生を支援している大学もある。

なお、スポーツボランティアの実施希望を持っている大学生は約4割である一方で、スポーツボランティアの実施率は約1割となっており（「青少年のスポーツライフ・データ」笹川スポーツ財団、平成27年）今後、大学生に対して参加のチャンスを創出して適切に提供すれば大学生が自らの役割を見つけて活躍していく可能性を大いに持っている。

（大学におけるスポーツボランティアの充実、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会と大学との連携の必要性）

学生がスポーツボランティアに取り組むことはリーダーシップの涵養の観点からも重要と言える。2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を大学におけるスポーツボランティア充実の好機として捉え今後、大学におけるスポーツボランティアへの関心を高め活動機会を一層拡充する必要がある。

大学におけるスポーツボランティアを充実するためには、学生の個々の取組も重要であるが、大学のボランティアセンターやボランティアサークル等が組織的に活動を充実させることが有効であり、学内にスポーツ統括部局が存在することも有効であると考えられる。また、各大学の判断において、スポ

ーツ分野を含むボランティア科目の開設や単位化を進めることも考えられる。このような取組により、各大学においてスポーツボランティアの文化が定着することが期待される。

そして、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会時には、「支える」又は「観る」者としての機会を得られるよう、大学生スポーツボランティアを競技会場や練習会場に配置するための対応を検討する必要がある。このような経験をした学生が、大会後のレガシーとして社会人としても生涯にわたって「支える」スポーツに関心を持つようになることが期待される。

## 7. 大学のスポーツ資源を活用した地域貢献・地域活性化

(総合型地域スポーツクラブとの連携等による地域交流の推進)

総合型地域スポーツクラブは、多種目・多世代・多志向の地域密着型のスポーツクラブであり、約3,500(平成27年度)のクラブが育成され、生涯を通じた住民のスポーツ参画の基盤となっている。大学スポーツによる地域貢献を推進するにあたっては、これらの組織との連携が有益であり、既に大学を母体とした総合型地域スポーツクラブ<sup>8</sup>も設置されている。

総合型地域スポーツクラブに加えて、地方自治体や体育協会、プロスポーツクラブ等の地域の関係団体との連携も重要であり、こうした組織との連携体制の構築を推進する必要がある。また、スポーツ資源を有する各大学において、少なくとも当該大学の所在する地方公共団体との連携協定を締結<sup>9</sup>することができるよう環境を整備することも必要であり、こうしたことは大学による地方創生、社会貢献という観点からも重要である。

(スポーツ合宿等を活用したスポーツツーリズムの推進)

地方における人口減少が進行する中で、交流人口を拡大させることがその解決策の一つとして考えられている。定住人口1人当たりの年間消費額は、旅行者に換算すると、外国人旅行者9人分、国内旅行者(宿泊)27人分、国内旅行者(日帰り)84人分と試算されており、例えば、北海道網走市は全国有数のラグビー合宿地となっているが、宿泊や飲食等での消費により、その経済

---

<sup>8</sup> 例えば、日本女子体育大学では、学内に総合型地域スポーツクラブ「ニチジョクラブ」を設置し、体育大学ならではの人材を活かして、大学近隣住民の健康増進やスポーツ実施率の向上、地域コミュニティの形成を目指している。

<sup>9</sup> 例えば、日本体育大学は北海道中標津町との間で、体育・スポーツ及び健康づくりの分野において、それぞれの有する教育資源を有効かつ適切に活用し、一層の発展並びにさらなる社会貢献を図ることを目的として、「体育・スポーツ振興に関する協定」を締結している。平成29年2月28日現在で、同大学の協定を全国47の地方自治体と締結している。

効果は約5億円と推測されている。このように大学部活動等のスポーツ合宿等による地域活性化の効果は大きく、より一層推進していく必要がある。

また、スポーツ合宿には、スポーツ施設だけではなく宿泊施設等も必要となることから、受け入れる地域において大学側のニーズに合わせた受入環境の在り方を検討するとともに、大学側も選手と地域住民との交流等を含めて、地域貢献を進めて行くことが必要である。

#### (大学スポーツ施設の地域への開放の促進)

大学部活動や授業での利用により空き時間が少ないこと等もあり、現在、大学スポーツ施設の地域開放は開放率の高い上位3施設についても陸上競技場47.7%、野球場・ソフトボール場45.3%、球技場43.5%(平成20年度体育・スポーツ施設現況調査)にとどまっている。一方、特にスポーツ施設の少ない地域においては、大学の有するスポーツ施設は貴重な地域資源の一つであり、大学による地方創生、社会貢献という観点からも学生の利用に支障のない範囲内で、地域への開放<sup>10</sup>を進めて行くことが必要である。

大学スポーツ施設の開放にあたっては、大学が地域活性化の中核的拠点となるよう、学生の利用状況、地域住民や民間企業のニーズを十分に把握し、地方公共団体、企業・団体等と連携して、開放の在り方を検討していくことが重要である。また、防災上の役割が期待されている場合には、地方公共団体と連携し、地域の実情に応じて適切に開放されるよう、地域防災計画等における災害時の役割の明確化等が進められることが期待される。

---

<sup>10</sup> 例えば、立命館大学が平成28年秋の竣工を目指す「スポーツ健康 commons」においては、地域住民への開放を前提としており、大学の研究事業と組み合わせて、アスリートやファミリー層などそれぞれにあったプログラムを提供することにより、産官学と地域が連携する場として活用することとしている。

また、青山学院大学においては、平成28年5月に日立サンロッカーズと同大学の体育館をプロフェッショナル・バスケットボールリーグ(Bリーグ)の2016-2017シーズンのホームアリーナとして使用することに合意し、地域連携やバスケットボール文化の振興のシンボルとして体育館を活用していくこととしている。本取組には、大学の所在する渋谷区も参画しており、産官学が連携してバスケットボールによる地域連携、地域活性化を目指すものとなっている。

### < 3 > 大学横断的かつ競技横断的統括組織（日本版N C A A）の在り方

日本版N C A Aの在り方について、本検討会議の下にタスクフォースを設置し、検討を行った。

#### 1. 現状・課題

グローバル化や少子高齢化など、社会の急激な変化に直面する我が国において、大学には、幅広い教養や高い専門性を備え、社会変化に対応できる人材の育成や地域の活性化、研究を通じた諸問題の解決などが求められている。こうした中で、人格の形成や専門的能力の開発、地域コミュニティの形成等に寄与する、大学の教育課程としての体育授業、学問体系としてのスポーツ科学及び課外活動（運動部活動、サークル活動、スポーツボランティア）に期待される役割は大きい。

また、オリンピックの約3分の2を大学生または大学卒業者が占める<sup>11</sup>など、我が国のスポーツの発展や競技力の向上において、大学の運動部活動やそこに所属する学生アスリートの果たしてきた役割は大きい。近年では、大学の運動部活動や研究を通じてパラアスリートを支援する取組も進められており、パラリンピックのサポート体制も拡充されつつある。

しかし、大学の運動部活動については、課外活動として位置づけられ、学生を中心とする自主的・自律的な運営が行われている。大学の施設を利用し、大学からの助成を受けるとともに、一方で母校への誇りや愛着、地域の一体感を醸成する存在として大学の広報活動に寄与している場合があるにも関わらず、一部の大学を除き、大学の関与が限定的となっている場合や地域だけでなく、校内での関心が高くない場合が多い。

このため、オリンピック、パラリンピック選手やプロ選手を輩出する大学がある一方、競技生活のために、より優れた環境を求めて大学進学を選択しないトップアスリートもあり、これらのアスリートの引退後のキャリア形成が問題となっている。欧米ではデュアルキャリア支援の取組が進んでおり、そのような環境を求めて世界各国から留学生を集めている。日本からも海外留学を選択する事例も出始めており、このような状況は、大学、スポーツ界双方にとってマイナスである。

運動部活動は、大学、部員、OB / OG等に支えられているが、資金不足に悩んでいるところも多く、運動部活動を支える監督やコーチ、スタッフ等の待

---

<sup>11</sup> 数字は2016年リオデジャネイロ大会についてのもの。公益財団法人日本オリンピック委員会調べ。



遇がぜい弱になっており、こうした人材の不足が課題となっている場合がある。

また、運動部活動は、大学の組織には位置づけられず、学生を中心とした運営がなされていることから、運営の透明性については基本的に各団体に委ねられており、責任体制が明確になっていない場合も多い。このため、事故や事件の場合の対応が迅速ではない、大学や団体ごとに対応が異なるといった課題や、不透明な会計等が指摘されるケースがある。

さらに、運動部活動への大学の関与が限定的であることから、学生アスリートの学業環境や就職への支援が十分になされていない、運動部活動とスポーツ医科学等の教育・研究の連携が不十分との指摘もある。特に、運動部活動に所属する一部の学生においては、運動部活動に偏重するあまり、学業成績の低下や卒業要件を満たさない者もあり、学業環境の整備が求められている。

一方、青少年期におけるアスリート育成に関する国際的な動向をみると、競技力の向上のみに偏ることなく、人生全般に必要なとされるライフスキルの習得、さらにはスポーツ医・科学や安全の知識、スポーツに関わる者としてインテグリティ（健全性・高潔性）教育などを含め、学生アスリートの未来の人生も見据えた、全人的な成長に配慮する方向にある。

以上のとおり、大学の運動部活動は、様々な課題を抱えて活動を続けているが、このような状況が続いた場合、将来、活動が停滞、さらには衰退していくことが予想され、大学の運動部活動が持つ様々な資源や公益的な役割を発展させていくためには、抜本的な改革の時を迎えていると言える。

また、国内の競技団体に目を向けた場合、大学における大会の開催や競技規則の運用等の役割を担う学生競技連盟（いわゆる学連）は、多くが加盟する学生主体の運営形態をとっている。また、競技ごと、さらには地域ごとに組織が存在するほか、法人格を取得していない組織も存在するなど、組織体制や他の競技団体等との連携が不十分な場合が多い。このように、競技の組織体制の面からも大学スポーツ全体の発展を目指せる体制とは言いがたい状況にある。（この点、（公財）全国高等学校体育連盟、（公財）日本中学校体育連盟が存在する中学校、高等学校と異なる。）

一方、駅伝や野球、ラグビーなどの競技をはじめとして、大学スポーツは、「観る」スポーツとしての可能性が大きく、また、学生アスリート、OB/OG等を対象とした大学スポーツ市場の潜在力も大きいと考えられる。

各大学において運動部活動を始めとする学生のスポーツ活動を統括する部局を設置するなど、学内での大学スポーツの振興に係る体制を整えるべきである。さらに、それらの大学や学連等を、大学や競技の枠に縛られず、大学スポーツ全体を統括し、その発展を戦略的に推進していく組織が必要である。

## 2. これまでの検討状況

### 2-1 ヒアリング

タスクフォースにおいて、各大学や競技における現状や課題、日本版NCAAの創設に向けた課題や期待について、大学、学連、民間企業からのヒアリングを実施した。

- ・大学：岡山大学、慶應義塾大学、東京学芸大学、福岡大学、立命館大学
- ・学連：全日本大学サッカー連盟、全日本大学野球連盟、日本水泳連盟
- ・企業：ソフトバンク株式会社、損害保険ジャパン日本興亜株式会社、株式会社リクルートライフスタイル

### 2-2 海外調査

#### アメリカ

平成29年1月に、ナッシュビル（米国テネシー州）に文部科学省及びスポーツ庁担当者が出張し、NCAA年次総会に出席するとともに、NCAA、カンファレンス、大学関係者との意見交換を実施【別紙1参照】

#### イギリス

（独）日本スポーツ振興センターより、英国大学スポーツの取組（BUCS（British Universities & Colleges Sport Limited）の概要）について報告。【別紙2参照】

## 3. 日本版NCAAの在り方

### 3-1 理念（ビジョン）

スポーツを通じた学生の人格の形成や社会人基礎力、生きる力、身体機能の向上を図るとともに、スポーツを中心として母校への誇りや愛着、地域の一体感を醸成することを通じて、大学スポーツの人気を高め、大学及び学連が共に発展し、その価値を高めることにより、地域社会の活性化や経済の活性化、次世代を担う人材の輩出に貢献する。

学生アスリートの学業環境の充実を図るとともに、指導者、施設、プログラムなど、学生アスリートを取り巻く環境の充実を通じて、学生の本分である学業とスポーツの両立を目指すことにより、競技・教育両面から大学スポーツの発展を実現する。

大学の運動部活動の安全性を向上させるとともに、スポーツ事故等に対する保障を充実させ、本人や関係者にとって安心できるものとする。

大学スポーツの振興のため、我が国のスポーツの文化、歴史を尊重しつつ、大学、学連等の関係組織が協調・連携するためのプラットフォームとしての役割を担う。

大学の運動部活動が潜在的に持つ「観る」スポーツとしての価値を高め、そこで得た収益を、大学の教育、研究、施設、指導等に還元し、競技力の向上や競技スポーツ全体の価値はもとより、大学の名声を高める起爆剤となるような好循環を創造する。ひいては、大学スポーツ市場の健全な発展を図り、我が国全体の雇用の創出、経済成長につなげる。

競技種目、大学の立地、アスリートの性別、障害の有無などによって不利益を被ることがないように取り組む。

### 3 - 2 役割

各競技（団体）や各大学が抱える課題のうち、大学・学連単独では実現できない、又は共同で取り組む方が効果的・効率的であるものについて検討を行い、その実現を目指すことにより、大学スポーツ全体を統括し、スポーツと教育の振興に好循環をもたらすことが必要である。

#### 【期待される役割】

学生アスリートの育成

- ・ 統一的な学業成績要件の設定
- ・ 学修支援の充実（競技特性や競技水準を考慮）
- ・ デュアルキャリア支援の充実（ライフスキルプログラム、就職支援を含む）
- ・ インテグリティ教育の提供（倫理教育、アンチ・ドーピング、八百長防止、ハラスメント防止、法令遵守等）

学生スポーツ環境の充実

- ・ 競技力向上のためのスポーツ活動の支援（活動費、施設整備への補助等）
- ・ 練習時間に係る統一的なルールの設定
- ・ 競技団体やプロスポーツチーム等との調整
- ・ 競技会の主催、共催、サポート（近隣住民との調整等）
- ・ 表彰制度の創設
- ・ 保険制度に関する大学スポーツ全体の最低要件の担保や充実
- ・ 既存の資格制度との連携によるスポーツ指導者の養成
- ・ 安全管理、医科学サポート

- ・スポーツ環境の充実に係る研究・調査の調整
- ・大学スポーツのスケジュール管理(シーズン制の導入の検討や学事日程の調整等、個別大学を超えた連絡調整)
- ・競技会会場の調整(ホーム&アウェイ方式の検討を含む)
- ・各種規程への違反や不祥事、勧誘等に対するルールの統一・整備(ルールの運用に関する支援を含む)
- ・学生アスリートと企業・団体との契約に関するルールの設定

#### 地域・社会・企業との連携

- ・大学スポーツ全体のブランディングや各大学へのサポート
- ・ボランティア活動の総括又は連携
- ・障害者スポーツに係る研究・技術開発の調整
- ・地域貢献活動の統括又は連携
- ・国際機関等との連携
- ・大学スポーツ全体のプロモーションや各大学へのサポート
- ・大学スポーツ市場創出に係る企業との調整
- ・放映権、肖像権等の管理と調整
- ・ガバナンスの強化、補強
- ・会計ルール等のガイドラインの整備
- ・会計制度、法的論点等の相談窓口、課題の整理
- ・事務システムの統一(選手情報の登録、管理(会員カードの発行を含む)等)
- ・登録者、観戦者等の情報のデータベース化と適正な利活用
- ・各団体のバックオフィス機能

### 3 - 3 組織体制等

日本版NCAAの名称は、統括的で広く一般に親しみやすいものとする。

日本版NCAAは、政府機関とはせず、民間の法人として設立する。

日本版NCAAの意思決定機関及び事務局を構成する人材は、スポーツ団体((公財)日本体育協会、(公財)日本オリンピック委員会、(公財)日本障がい者スポーツ協会)や競技団体のみならず、民間企業、大学等、幅広い団体から輩出する。

民間資金による運営を基本としつつ、多様な財源の確保を検討する。

日本版NCAAへの加盟は、原則大学及び学連による自主参加(任意)としつつ、学生個人による加盟についても検討する。また、加盟の主体ごとに求められる要件を明確にし、要件を満たす場合には、希望する者の加盟を認める。(学連が加盟していない運動部を含む大学、加盟しない大学を含む学連の取扱いについて検討する必要がある。)

- 加盟の要件として、学内のスポーツを統括する組織と大学スポーツアドミニストレーターの設置を第一に検討する。そのほか、学業基準、リクルート基準、デュアルキャリア支援基準、学生アスリートの登録、ウェブサイトにおける肖像利用の許可等を検討する。
- 地方の大学や競技人口の少ない種目の学生を含め、大学、学連が加盟することによるメリットを実感できるようにする。その内容として、会計機能の充実、動画やスタッツ、広報機能などのプラットフォームの提供、表彰制度の創設、最新のテクノロジーなどへのアクセスなどを検討する。

日本版NCAAの活動は、大学、学連、各運動部のOB/OG組織の従来  
の活動を阻害することなく、調和のとれたものでなければならない。また、学  
生アスリートの意見を十分に反映することが重要である。

日本版NCAAは、理念を達成するため、また、我が国の大学スポーツの人  
気を高めるための安定した収入源を得るため、チケット収入、放映権、物販、  
広告、会費の徴収等の様々な手法の開拓を図る。(その場合においても、各大  
学、学連と日本版NCAAの双方がメリットを享受できること、関係者の合意  
に基づき実施することを基本とする。)

日本版NCAAで得た収入により、各大学、学連の活動を支援する。一方で、  
透明性や公平性を確保するため、加盟団体に対する監査事業を実施する。

日本版NCAAの活動については、我が国の大学スポーツの長い歴史を尊  
重し、また、米国のNCAAが現在の形となるまでに長い年月を要したことに  
鑑み、実行可能な分野、規模からスタートし、漸進的に活動を進め、その成功  
を漸次、各大学、競技に拡大していくこととする。

日本版NCAAは、各大学、学連の財務状況等が厳しいことに鑑み、これら  
に過度な負担を強いるような組織となってはならない。

日本版NCAAの制度設計に係る検討に当たっては、米国のNCAAを初  
めとして、英国のBUCS等、海外の事例を課題も含め、参考とする。

#### < 4 > 今後の進め方

##### 日本版 N C A A の具体的な制度設計

大学、学連を中心とした、スポーツ団体、民間企業等の関係者と連携して、「産学官連携協議会」を設置し、日本版 N C A A の制度設計及び優先的に取り組むべき課題について検討を進める。検討にあたっては、個別課題ごとに分科会を設置し、日本版 N C A A の成功の要諦となる、加盟の要件と加盟により得られるメリットなどを念頭にした具体的な議論を進める。

また、「産学官連携協議会」での検討内容に従い、平成 30 年度中に日本版 N C A A の創設を目指す。

##### 関係者の意識の醸成

シンポジウム等を開催するなど、大学スポーツの振興及び日本版 N C A A の創設について、関係者が連携・協働して、大学トップ層を含めた大学関係者、中央や地方の競技団体等の関係者の意識の醸成を図る。

##### 大学内の体制整備

各大学において、スポーツ分野を戦略的かつ一体的に管理・統括する部局（スポーツ局）や当該部局を担う人材（大学スポーツアドミニストレーター）の配置を進めるなど、大学スポーツやそれらを通じた大学全体の振興を図るための体制整備を進めるとともに、< 2 > の記載する個別テーマを踏まえた取組が推進されるよう支援する。

##### 大学間、学生競技連盟間の連携の強化

大学スポーツの振興に係る体制を整える大学同士の連携を強化し、大学横断的な取組を促進する。また、大学スポーツの競技運営等を担っている学連にとって分かりやすい日本版 N C A A の役割の設定や加入のメリットを提示できるように、学連の運営事務の効率化支援などに関する民間企業からの提案なども参考に検討を進め、学連間の連携を促す。

##### スポーツ団体との連携

日本版 N C A A の役割とスポーツ団体が既に保有している権利関係とのすみ分けについて検討するとともに、競技力の向上やスポーツ指導者の養成等において、競技団体（N F）を始めとしたスポーツ団体との連携の強化を図る。

##### 平成 29 年度予算の活用

平成 29 年度政府予算案に計上した大学スポーツの振興のための事業については、大学スポーツの振興に係る各大学の取組や日本版 N C A A の立ち上げに向けた取組の促進に留意しつつ、実施を図る。

## 【別紙1】アメリカにおける調査により確認できた主な視点

### (1) 米国大学スポーツ界の構造

米国の大学スポーツ界は、大学、カンファレンス、NCAAの3層構造となっている。NCAAは、競技力、哲学等の違いから3つのディビジョンに分かれており、各ディビジョンの下にそれぞれ20程度のカンファレンスが所属、各カンファレンスの下にそれぞれ10~20程度の大学が所属している。NCAAやカンファレンスは大学単位での集合体であり、競技単位とはなっていない。各大学には、学内のスポーツ分野を統括するスポーツ局が置かれている。

### (2) NCAA及び各大学スポーツ局の役割

大学スポーツは、学生選手に対する教育の重要な要素であるほか、大学と在学生の一体性を高め、あるいは大学の顔として入学生、卒業生、地域などをつなぐもの。

NCAAや各大学のスポーツ局は、学生選手が競技と学習の両立した十分な学生生活を送ることを通じて、これらの大学スポーツの果たす役割を最大化するよう、大学としての取組の充実を図っている。

### (3) ディビジョン、の特性

NCAA加盟の約1,100校の大学が、約3分の1ずつに分かれている。いずれのディビジョンも基底にある大学スポーツの捉え方は同じでありながら、それぞれ異なる哲学に基づき独自の運営ルールを発展させてきている。わかりやすい違いとしては、ディビジョンでは学生選手に対して学費全額免除の奨学金が一般的であるのに対して、同では部分免除が主流でありスポーツと学生生活のバランスを重視、同ではスポーツ奨学金は提供しないことになっている。

### (4) 大学経営層に直属するスポーツ局

各大学のスポーツ部長が学長又は理事長に直結して学生選手の活動を支えることにより、大学におけるスポーツの役割を的確に果たしていくことができる。また、スポーツ局が学内一体となった取組を実現するためには、学生の学習支援のための教授陣、競技強化のコーチ陣、対外関係や卒業生との関係を担当する広報担当者、資金確保や戦略企画のためのビジネス担当など幅広い関係者の参画が必要である。

スポーツ局のトップであるアスレチックダイレクターには、コミュニケーション能力があること、マルチタスクな仕事ができること、メディア・パブリックの対応ができること、大学の運営者と一体で仕事ができることが求められている。

また、スポーツを通じて、大学のイメージを高めたり、愛校心や地域の一体感を醸成することにより、大学そのもの発展につなげることが可能であるという考えがある。

#### (5) 学生選手の視点の重要性

学生選手は、練習時間の確保や欠席授業の埋め合わせ、種々の精神的プレッシャーへの対処など他の学生にない課題を克服していくことが求められる。それが学生選手の成長につながる点でもあり、大学側としても対応していく必要がある。

ディビジョン のバスケットボールなど花形の種目でも、プロになれる選手は一握り。仮にプロになったとしても引退後の人生は長い。このため、ほとんどの学生選手は学業面も熱心である。単位の取りやすい科目に集中するといった安易な学生像は不正確である。

また、大学、カンファレンス、N C A Aの各階層において学生選手の意見を集約する仕組みが整えられている。

#### (6) 規則の運用

学習の確保、高校生リクルーティングの奨学金のルールなどN C A Aが定めている詳細なルールは、勝利至上主義に陥らないように主にコーチなどのスタッフの活動を一定の枠組内に抑制し、大学間の公平性を確保していくものである。規則違反に対しては、もともと相互監視（ピアレビュー）による改善が想定されていたが、厳密さを求める声に応じて必然的に刑事裁判型の調査と罰則という運用に替わってきている。

#### (7) 競技運営

競技は、10～20校程度の比較的同質な大学が加盟するカンファレンス単位で行う。ディビジョン 、 では移動コスト抑制のため距離的にも近接した大学で構成している。

競技日程をカンファレンス事務局が決定し、審判や競技委員などの確保は種目別に委嘱する嘱託員に依存している。高校の先生やそのOBが嘱託員として手伝ってくれる。

#### (8) 雇用効果

N C A A事務局には約500人の職員がいる。各大学には、コーチなどを含めて少なく見積もっても1校当たり200人、全大学（約1,100校）では10万人以上の職員が雇用されていると推定できる。学生選手が大学スポーツ関係の職に就くことももちろん多い。



## 【別紙 2】BUCSの概要

英国では、大学スポーツの全国的な統括団体として、BUCSがある。スポーツを教育ツールとして幅広く捉え、大学間対抗戦はもとより、学生や大学スタッフの資質向上プログラムや、イベントの企画・提供にも力を入れている。有限責任保証会社（Company Limited by Guarantee）という、保証金拠出により作られた非営利の法人であり、専従職員は約 30 名。NCAAのような観戦チケットの販売などは行っておらず、会費やエントリー費から得られる自己収入で賄っている。

### （1）BUCSの目的

「スポーツを通じた高等教育機関の質の向上」

- ・スポーツ参加機会の提供 / スポーツを通じた大学生活の質の向上
- ・スポーツに携わるスタッフの人材育成及び教育 / 大学スポーツの地位向上

### （2）主な活動内容

- ・スポーツプログラム：約 170 大学が参画する大学間対抗戦を運営。50 以上の競技で、年間約 4,800 チーム、約 10 万人の学生アスリートが、競技スポーツ参加の機会を得ている。
- ・スポーツ開発：次世代スポーツリーダー育成セミナーの開催や、競技団体との連携を通じたインターンシップの機会を創出。なお BUCS は 2013 年に、競技や運営ボランティアなど、大学生活において課外活動に取り組んだ学生の就業可能性（employability）が高いという調査研究を公表している。
- ・一般学生向けスポーツ参加促進：生涯を通じたスポーツ習慣の形成を目的に、国営くじ助成を受けて、2010 年から実施。

### （3）競技対戦形式

試合は競技種目ごとに、年間を通じて毎週水曜日に開催。大学単位でポイントを獲得する。競技ごとの年間優勝のほか、競技を通算した総合優勝が大学間で競われる。シーズン終盤には、団体競技と個人競技の決勝戦が、一大学（もしくは一都市）で開催され、200 名近いボランティアが動員される。

### （4）収支の概要

- ・2015 年度の収入は 4 分の 3 が、大学から支払われる BUCS 加盟料（2 億円）、競技大会ごとに支払われるエントリー料等（2.6 億円）、外部助成金（6,000 万円）で構成されており、これらがそれぞれ支出における人件

費（1.9億円）、競技大会運営費（2.5億円）、国際大会帯同費（8,000万円）を賄っている。

- ・観戦チケットの販売などは行っていない。TV放映もほとんどない。
- ・競技によっては、賞金が支給される場合もあるが、エントリー料の収益内で賄われている。

（5）BUCSの高等教育への貢献：大学経営におけるスポーツの重要性

英国では、2012年の大学学費実質値上げ以降、大学間の学生獲得競争が激化している。そのための手段として、スポーツが大学経営上、重要視されつつあり、多くの大学がスポーツ部局の充実を図っている。

- ・BUCSにおける活躍が、大学の知名度向上につながっている。
- ・英国の学生は総じて、大学選びの際、ジムなどのスポーツ施設の充実に加え、卒業後の就業可能性を重視。

（6）BUCSの英国スポーツ振興への貢献

英国では世界トップレベルのアスリートと、それを狙える次世代アスリート候補に対し、国からのくじ助成や、競技支援策がある。しかしながら、BUCSに出場している大半の学生アスリートは、そのレベルに達しておらず、公的支援は十分ではない。そこで各大学のスポーツ部局は、自大学代表として戦うこれら学生アスリートのためにBUCS独自の強化支援策を整備し、大学全体としての競技力向上を図っている。

なお、英国には、スポーツ推薦入学や、スポーツ奨学生といった制度はない。大学が学生アスリートに提供するものは学費ではなく、学内専用ジムへのアクセス権、医・科学支援サービス（現役や新卒の学生が、実地訓練を兼ねて担当）並びに遠征費補助などである。また、学業についても、入学から卒業まで、一般学生と同じ学業水準を満たさなければならないため、スポーツ部局による学業との両立支援は極めて重要になっている。

# 米国・日本・英国における大学スポーツの現状比較

	米国	日本	英国
統括組織 収入	<p><b>NCAA(全米体育協会)</b> 全米大学約2300校中約1200校が加盟。ルーズベルト大統領からの大学スポーツの改革の要請を元に発足(UAAUS)。競技規則の管理だけでなく、大学スポーツクラブ間の連絡調整、管理など、さまざまな運営支援などを行う。 <b>NCAAとしての収入は約1000億円/年(2014)</b> 規程に則り、各カンファレンス経由で各大学に配分される。カンファレンスでのビジネスもあり、産業として成立している。 <b>大学スポーツ全体の収入は約8000億円/年(2010)程度と推測。</b></p>	<p><b>NCAAに相当する組織はない</b> 大学教育における体育に関する研究調査を行い、会員相互の体育活動の評価と表彰を行い、もって大学教育の発展に寄与することを目的とした(公社)全国大学体育連合(国内の大学800校中約300校弱が加盟)はある。 <b>種目ごとの「学連」組織となっている。</b></p>	<p><b>BUCS(英国大学等スポーツ有限責任保証会社)</b> 全英で学位授与を認可されている大学約162校のうち140校が加盟。その他の学術機関を合わせた加盟団体は約170校。2008年、大学間の競技大会運営組織(BUSA)と、各大学でスポーツ運営を担当するスタッフの統括団体(UCS)が統合されたもの。スポーツを通じて高等教育機関の質の向上を目的として、大学間対抗競技大会を運営し、50以上の競技で約4,800チーム、10万人の学生が参加している。 「有限責任保証会社」という法人格の<b>非営利の団体</b>。政府機関により公益性を認められた登録チャリティ団体でもあり、税制優遇を受けている。 2014/15年度の収入は<b>約6.9億円</b>。会員費や大会エントリー料、助成金で得た収入を、ほぼそのまま人件費や大会運営、海外遠征の帯同などに充てている(約5.2億円)。</p>
学内組織 収入	<p><b>Athletic Department(体育局)</b> 各大学のスポーツは各大学の体育局が取りまわしている。基本的に大学とは別会計の独立採算組織であり、大学のスポーツ施設の建設や維持管理も含め、自ら稼ぎ、自らが使う。 アメリカのスポーツ組織は、「Sports Operation」と「Business Administration」に組織が分かかれており、スポーツビジネスの専門家が、種目のプロ・アマの枠を超えて関わっている。 <b>100億円/年以上の予算を持つ大学も何校があり、下位カンファレンス(NCAAII)の中央値でも約5億円/年(2012)ある。</b></p>	<p><b>体育会</b> 各大学によって構造や呼び名は異なるが、共通しているのは「課外活動」として考えられており、大学側の関与度は低い。 学生中心の運営になっている結果、「Sports Operation」の機能にとどまり、スポーツビジネスの専門家とはほとんど携わっていない。</p>	<p><b>University Sport</b> 各大学によって規模や呼び名は異なるが、<b>大学組織の一部としてスポーツ運営を担当する部署が設置されている</b>。キャンパス内のスポーツ施設を活用し、部活レベルはもとより、草の根レベルスポーツや健康のためのエクササイズ創出、学校によっては学生以外(職員や地元コミュニティ等)の参加者も受け入れている。スポーツ運営のための<b>専任スタッフが従事しており、教員とは区別されている</b>。 プロチームのユースとの交流試合や国際競技大会前の関連イベント誘致など、<b>スポーツに関する企画運営を当該部署が行っている</b>。</p>
施設	<p><b>アリーナまたは体育館兼用アリーナ</b> 上位の大学はプロスポーツをしのぐアリーナやスタジアムを所有している。もちろん、トレーニング施設も、一流の設備を備えている。一方で、下位カンファレンスでも、トレーニング施設とアリーナを兼用できる「体育館兼用アリーナ」を備えている。</p>	<p><b>観客席のない体育館</b> 観客席もなく、「仲間を応援する」という機会もなく、カレッジコミュニティが育ちづらい。観客が不安定。</p>	<p><b>観客席のある体育館</b> 国際基準のフィールドやスタジアムを備えている大学もあり、国際レベルの競技会など有料で観戦するイベントを開催するケースもあるが非常に稀。一般的な大学の体育館や競技場は、<b>簡易な観客席や立ち見用のスペースが確保されている</b>に留まる。 ただし、トレーニングジムなどをはじめスポーツ施設が原則「観客」が想定された構造になっており、フェンスが低い、壁がガラス張り・俯瞰で見渡せるスポットなどが見られる。</p>
ブランド	<p><b>大学ブランド(カレッジアイデンティティ)</b> 種目は違っても、共通のロゴ、チームカラー、ニックネームを使用することで、カレッジコミュニティ全体をターゲットにしている。</p>	<p><b>部ごとに違うブランド</b> 大学コミュニティという考え方がないので、「部」としてのコミュニティになっていない。</p>	<p><b>ビジュアルアイデンティティ</b> 米国と同様に<b>大学共通のロゴやユニフォーム</b>を活用することで一体感を生み出し、BUCSでは Kukri と契約しているが、大学によっては独自ブランドと提携していることもある。ただし、多種の競技に参加している学校は、ウェアの扱いが幅広いという理由から Kukri を使っているケースが多い。誰でも購入が可能である。 ネットボールやバドミントンなど、プロリーグを新たに立ち上げたスポーツは、大学の施設を練習拠点としている場合が多い。これらのプロチームのロゴは、必ずしも大学と同一ではないが、<b>色味や見た目に統一感</b>があり、コミュニティとしての一体感がある。</p>
試合制度	<p><b>ホーム&amp;アウェイ開催</b> 陸上競技などを除き、対戦競技はホーム&amp;アウェイを基本として行うことで、観客の安定化と収入の増加を図っている。</p>	<p><b>セントラル開催</b> 「見る」見せる」という考えがないので、最も運営が楽な方式を選択しやすい。観客が不安定。</p>	<p><b>ホーム&amp;アウェイ開催</b> 米国に似ているが、<b>年間ポイントを競う上でフェアになるよう配慮されたもの</b>。シーズン終盤開催される決勝戦の開催地は、立候補大学から選ばれる。シーズン中は毎週水曜日に試合が開催されるため、原則としてBUCS加盟大学で<b>水曜午後授業は実施されない</b>。</p>

(電通作成表をもとに、JSGにて英国部分を加筆)

**【参考1】大学スポーツの振興に関する検討会議 名簿**

文部科学大臣

スポーツ庁長官

スポーツ庁次長

高等教育局長

科学技術・学術政策局長

安西 祐一郎 公益財団法人全国大学体育連合会長

蒲島 郁夫 熊本県知事、東京大学名誉教授

五神 真 国立大学法人東京大学総長

松下 雅雄 国立大学法人鹿屋体育大学学長

松波 健四郎 一般社団法人全国スポーツ系大学協議会会長

: 座長

## 【参考2】大学スポーツの進行に関する検討会議 開催実績

### 第1回

日時：平成28年4月28日（木）15：00～17：00

場所：文部科学省 15階特別会議室

議題：会議趣旨説明、事例発表、自由討議

- ・早稲田大学
- ・五神委員
- ・株式会社電通

### 第2回

日時：平成28年5月30日（月）14：00～15：45

場所：文部科学省 15階特別会議室

議題：事例発表、自由討議

- ・安西委員
- ・川井圭司 同志社大学教授
- ・アシックスジャパン株式会社

### 第3回

日時：平成28年6月20日（月）16：00～18：00

場所：文部科学省 3階1特別会議室

議題：事例発表、自由討議

- ・福永委員
- ・松浪委員
- ・山田知生 スタンフォード大学アシスタントディレクター

### 第4回

日時：平成28年8月1日（月）13：10～14：10

場所：旧文部省庁舎 6階第2講堂

議題：中間とりまとめ（案）説明、自由討議

### 第5回

日時：平成29年3月8日（水）16：30～18：00

場所：文部科学省 3階第1講堂

議題：最終とりまとめに係る議論

**【参考3】大学スポーツの振興に関する検討会議タスクフォース 名簿**

池田 孝博	福岡県立大学教授（一般社団法人公立大学協会推薦）
石井 宏司	一般社団法人日本女子プロ野球機構理事
泉 正文	公益財団法人日本体育協会専務理事
小林 至	江戸川大学教授
小林 勝法	公益社団法人全国大学体育連合専務理事
境田 正樹	東京大学理事 / 弁護士
高橋 義雄	筑波大学准教授
友添 秀則	早稲田大学教授（日本私立大学団体連合会推薦）
前川 誠	一般社団法人関東学生アメリカンフットボール連盟常務理事
森岡 裕策	独立行政法人日本スポーツ振興センター審議役
山本 健慈	一般社団法人国立大学協会専務理事

: 座長

## 【参考4】大学スポーツの進行に関する検討会議タスクフォース 開催実績

### 第1回

日時：平成28年11月8日（火）15:30～17:00

場所：文部科学省 11階省議室

議題：会議趣旨説明、各委員発言、自由討議

### 第2回

日時：平成28年11月21日（月）10:00～12:00

場所：文部科学省 15階特別会議室

議題：民間企業よりヒアリング

- ・株式会社リクルートライフスタイル
- ・損害保険ジャパン日本興亜株式会社
- ・ソフトバンク株式会社

### 第3回

日時：平成28年12月15日（木）16:30～19:00

場所：文部科学省 15階特別会議室

議題：関係団体よりヒアリング

- ・福岡大学
- ・（公財）全日本大学野球連盟
- ・（一財）全日本大学サッカー連盟
- ・慶應義塾大学
- ・（公財）日本水泳連盟

### 第4回

日時：平成28年12月27日（火）13:00～15:30

場所：文部科学省 15階特別会議室

議題：大学よりヒアリング

- ・立命館大学
- ・岡山大学
- ・東京学芸大学

第5回

日時：平成29年2月1日（水）17:00～19:00

場所：文部科学省 3階2特別会議室

議題：とりまとめに係る議論

第6回

日時：平成29年2月16日（木）10:00～12:00

場所：文部科学省 3階2特別会議室

議題：とりまとめに係る議論



# スポーツ基本計画

平成29年3月24日

文部科学省

# 目 次

<b>第1章 第2期スポーツ基本計画の策定に当たって</b> .....	1
1 スポーツ庁の創設と第2期スポーツ基本計画	
2 第2期スポーツ基本計画の概要	
3 第2期スポーツ基本計画が目指すもの	
<b>第2章 中長期的なスポーツ政策の基本方針</b> .....	3
1 スポーツで「人生」が変わる！	
2 スポーツで「社会」を変える！	
3 スポーツで「世界」とつながる！	
4 スポーツで「未来」を創る！	
<b>第3章 今後5年間に総合的かつ計画的に取り組む施策</b> .....	7
1 スポーツを「する」「みる」「ささえる」スポーツ参画人口の拡大と、 そのための人材育成・場の充実	
(1) スポーツ参画人口の拡大.....	7
① 若年期から高齢期までライフステージに応じたスポーツ活動の推進	
② 学校体育をはじめ子供のスポーツ機会の充実による運動習慣の確立と体力の向上	
③ ビジネスパーソン、女性、障害者のスポーツ実施率の向上と、これまでスポーツ に関わってこなかった人へのはたらきかけ	
(2) スポーツ環境の基盤となる「人材」と「場」の充実.....	10
① スポーツに関わる多様な人材の育成と活躍の場の確保	
② 総合型地域スポーツクラブの質的充実	
③ スポーツ施設やオープンスペース等のスポーツに親しむ場の確保	
④ 大学スポーツの振興	
2 スポーツを通じた活力があり絆の強い社会の実現	
(1) スポーツを通じた共生社会等の実現.....	17
① 障害者スポーツの振興等	
② スポーツを通じた健康増進	
③ スポーツを通じた女性の活躍促進	
(2) スポーツを通じた経済・地域の活性化.....	21
① スポーツの成長産業化	
② スポーツを通じた地域活性化	
(3) スポーツを通じた国際社会の調和ある発展への貢献.....	23
3 国際競技力の向上に向けた強力で持続可能な人材育成や環境整備.....	26
① 中長期の強化戦略に基づく競技力強化を支援するシステムの確立	
② 次世代アスリートを発掘・育成する戦略的な体制等の構築	
③ スポーツ医・科学、技術開発、情報等による多面的で高度な支援の充実	
④ トップアスリート等のニーズに対応できる拠点の充実	
4 クリーンでフェアなスポーツの推進によるスポーツの価値の向上.....	30
① コンプライアンスの徹底、スポーツ団体のガバナンスの強化及びスポーツ仲裁等の推進	
② ドーピング防止活動の推進	
<b>第4章 施策の総合的かつ計画的な推進のために必要な事項</b> .....	33
1 計画の広報活動の推進	
2 計画実施のための財源の確保と効率的・効果的な活用	
3 計画の進捗状況の定期的な検証	

# 第1章 第2期スポーツ基本計画の策定に当たって

## 1 スポーツ庁の創設と第2期スポーツ基本計画

平成27年10月に発足したスポーツ庁は、スポーツ基本法の趣旨を踏まえ、スポーツを通じ「国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活」を営むことができるスポーツ立国の実現を最大の使命としている。

また、スポーツ基本計画は、スポーツ基本法第9条の規定に基づき、文部科学大臣がスポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定めるものであり、同法の理念を具体化し、国、地方公共団体及びスポーツ団体等の関係者が一体となってスポーツ立国の実現を目指す上での重要な指針となるものである。

平成24年3月に策定した現行のスポーツ基本計画（以下「第1期計画」という。）は、平成24年度からの5年間の計画であり、平成29年度から平成33年度までの計画を新たに策定するため、スポーツ庁においては、スポーツに係る幅広い分野の有識者から構成されるスポーツ審議会に対し、スポーツ庁長官から諮問を行い、専門的な検討を依頼した。同審議会では、総会を5回、総会の下に設けられたスポーツ基本計画部会を11回開催するなど精力的な審議を行い、平成29年3月1日に答申をとりまとめた。

この答申を踏まえ、スポーツ基本法第30条の規定に基づくスポーツ推進会議における文部科学省、スポーツ庁と関係省庁との連絡調整を経て、ここに、同法第9条の規定に基づき、スポーツの推進に関する基本的な計画（以下「第2期計画」という。）を策定する。

## 2 第2期スポーツ基本計画の概要

第2期計画では、多面にわたるスポーツの価値を高め、広く国民に伝えていくため、計画が目指す方向性をわかりやすく簡潔に示すよう、第2章において、「スポーツの価値」に関し、①スポーツで「人生」が変わる、②スポーツで「社会」を変える、③スポーツで「世界」とつながる、④スポーツで「未来」を創るという4つの観点から、全ての国民に向けてわかりやすく説明を行った上で、「スポーツ参画人口」を拡大し、他分野との連携・協力により「一億総スポーツ社会」の実現に取り組むことを、第2期計画の基本方針として提示した。

また、簡潔な形で施策の体系化を図るとともに、スポーツ庁が関係省庁等の中核となって取り組む施策を取り入れることとし、第3章において、第1期計画における政策目標、施策目標、具体的施策という施策の基本的な構造を踏襲しつつ、その内容の大括り化と一層の体系化を図ることで、第2期計画においては、4つの政策目標、19の施策目標、139の具体的施策（うち再掲11）としてとりまとめた。その際、例えば同章2（1）「スポーツを通じた共生社会等の実現」において障害者、女性などのスポーツ振興に関する施策を列挙しているが、これらは他の施策と密接な関わりを有しており、同章に示した全ての施策を総動員して取り組む必要がある。

これらの施策の検討に当たっては、スポーツを通じた健康増進や共生社会の実現、経済・地域の活性化など関係省庁との関わりが特に深い施策について、スポーツ基本法第 30 条の規定に基づくスポーツ推進会議において関係省庁との連絡調整を行った。

なお、第 2 期計画の達成状況の検証が事後に適切に行えるよう、第 3 章においては、具体的施策の実施主体と取組内容を明示しつつ、できる限り成果指標を設定することとし、特に数値を用いた成果指標の数は 8 から 20 に増加させた。

### **3 第 2 期スポーツ基本計画が目指すもの**

スポーツ基本計画は、国の施策を中心に国が定めるものであるが、あくまでもスポーツの主役は国民であり、また、国民に直接スポーツの機会を提供するスポーツ団体等である。

スポーツの価値は、国民や団体の活動を通じて実現されるものであり、第 2 期計画に掲げられた施策は、国や地方公共団体がこれらの活動を支援し、スポーツの価値が最大限発揮されるためのものであることに留意する必要がある。

このことを踏まえ、第 2 期計画が指針となり、国民、スポーツ団体、民間事業者、地方公共団体、国等が一体となってスポーツ立国を実現できるよう、国が責任を持って取り組むとともに、以下の点を期待する。

国民には、第 2 章に示した「する」「みる」「ささえる」といった様々な形で積極的にスポーツに参画し、スポーツを楽しみ、喜びを得ることで、それぞれの人生を生き生きとしたものとすることを期待する。

スポーツ団体等には、第 2 章に示したスポーツの価値を改めて確認した上で、国民やアスリートのニーズを的確に受け止め、第 3 章に掲げた施策を有効に活用して、魅力的なスポーツ環境の創出に努めるとともに、スポーツの価値が社会の変革や未来の創造に十分活かされるよう、スポーツ以外の分野との連携・協働にも積極的に取り組むことを期待する。

地方公共団体には、国民やスポーツ団体等のスポーツ活動を支援するため、第 2 期計画を参酌してできる限りすみやかに地方スポーツ推進計画を改定・策定し、地域の特性や現場のニーズに応じたスポーツの施策を主体的に実施するとともに、スポーツを通じた健康増進、共生社会の実現や経済・地域の活性化など、スポーツを通じた活力ある社会づくりに関係部局・団体が一体となって取り組むことを期待する。

## 第2章 中長期的なスポーツ政策の基本方針

～スポーツが変える。未来を創る。 Enjoy Sports, Enjoy Life ～

スポーツは「世界共通の人類の文化」であり、国民の成熟した文化としてスポーツを一層根付かせ豊かな未来を創ることが、スポーツ振興に携わる者の最大の使命である。

スポーツの「楽しさ」「喜び」こそがスポーツの価値の中核であり、全ての人々が自発的にスポーツに取り組み自己実現を図り、スポーツの力で輝くことにより、前向きで活力ある社会と、絆の強い世界を創る。

### 1 スポーツで「人生」が変わる！

スポーツは「みんなのもの」であり、スポーツを「する」「みる」「ささえる」ことで全ての人々がスポーツに関わっていく。

#### (1) スポーツを「する」ことで、スポーツの価値が最大限享受できる。

スポーツは、体を動かすという人間の本源的な欲求に応え、精神的充足をもたらすものである。

スポーツ基本法において、スポーツは「心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動」と広く捉えられており、「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利」とされている。

スポーツには、競技としてルールに則り他者と競い合い自らの限界に挑戦するものや、健康維持や仲間との交流など多様な目的で行うものがある。例えば散歩やダンス・健康体操、ハイキング・サイクリングもスポーツ<sup>\*1</sup>として捉えられる。

このように、スポーツは文化としての身体活動を意味する広い概念であり、各人の適性や関心に応じて行うことができ、一部の人のものではなく「みんなのもの」である。

スポーツを「する」ことでみんなが「楽しさ」「喜び」を得られ、これがスポーツの価値の中核である。さらに、継続してスポーツを「する」ことで、勇気、自尊心、友情などの価値を実感するとともに、自らも成長し、心身の健康増進や生きがいに満ちた生き方を実現していくことができる。

#### (2) スポーツを「する」「みる」「ささえる」ことでみんながスポーツの価値を享受できる。

スポーツへの関わり方としては、スポーツを「する」ことだけでなく「みる」「ささえる」ことも含まれる。

<sup>\*1</sup> スポーツには、オリンピック・パラリンピック競技種目のようなものだけでなく、野外活動やスポーツ・レクリエーション活動も含まれる。また、新たなルールやスタイルで行うニュースポーツも注目されるようになってきている。

スポーツを「みる」ことで、極限を追求するアスリートの姿に感動し、人生に活力が得られる。家族や友人等が一生懸命応援することでスポーツを「する」人の力になることができる。

スポーツを「ささえる」\*2ことで、多くの人々が交わり共感し合うことにより、社会の絆が強くなっていく。

例えば「みる」ことがきっかけで「する」「ささえる」ことを始めたり、「ささえる」ことで「する」ことのすばらしさを再認識したりすることもある。また、スタジアムやアリーナで多くの人々がトップアスリートの姿を間近に見ることでスポーツの価値を実感することができる。スポーツを「する」「みる」「ささえる」ことで全ての人々がスポーツに関わり、その価値が高まっていく。\*3

→ スポーツを日常生活に位置付けることで、スポーツの力により人生を楽しく健康で生き生きとしたものにすることができる。

## **2 スポーツで「社会」を変える！**

**スポーツで社会の課題解決に貢献し、前向きで活力に満ちた日本を創る。**

### **(1) スポーツの価値を共有し人々の意識や行動が変わることで社会の発展に寄与できる。**

年齢、性別、障害の有無等に関わらず、スポーツは誰もが参画できるものであり、全ての人々が関心や適性等に応じて、安全で公正な環境の下で日常的・自発的にスポーツに参画する機会を確保することが重要である。

スポーツを通じて人々がつながり、スポーツの価値を共有することができ、人々の意識や行動が変わる。これが大きな力となって社会の課題解決につながる。

持続可能な開発と平和などスポーツが社会の課題解決に貢献することは、国際連合やユネスコなどでも謳われており、スポーツの価値を高める投資が社会の健全な発展に有効であるとの考え方は国際的な潮流である。\*4

### **(2) スポーツは共生社会や健康長寿社会の実現、経済・地域の活性化に貢献できる。**

障害者スポーツを通じて障害者への理解・共感・敬意が生まれる。

子供、高齢者、障害者、女性、外国人などを含め全ての人々が分け隔てなくスポーツに親しむことで、心のバリアフリーや共生社会が実現する。

---

\*2 スポーツを「ささえる」とは、自らの意思でスポーツを支援することを広く意味しており、指導者や専門スタッフ、審判等のスポーツの専門家による支援だけでなく、サポーターやボランティアなど様々な形がある。また、スポーツ活動を成り立たせるために、スポーツ団体やチームの経営を担ったり、スポーツ用品や施設の提供を行ったりすることも含まれる。

\*3 スポーツを「する」「みる」「ささえる」ことの基盤として、書物、映画など様々なメディアを通じて「知る」ことも重要である。

\*4 2013年・MINEPS・V（体育・スポーツ担当大臣等国際会議）で発出されたベルリン宣言において、「体育やスポーツプログラムに関する財源を確保することは、前向きで社会経済的成果を生み出す、安全な投資である」とされている。

スポーツを楽しみながら適切に継続することで、生活習慣病の予防・改善や介護予防を通じて健康寿命を伸ばすことができ、社会全体での医療費抑制につながる。

民間事業者において働き方を見直し、スポーツの習慣づくりを通じて「健康経営<sup>\*5</sup>」を推進することにより、働き方改革にも貢献できる。

スポーツは多くの人々を惹きつける魅力的なコンテンツである。スポーツの成長産業化を図り、その収益をスポーツへ再投資することを促すことでスポーツ界が自立的に成長を遂げるための好循環を実現する。

人口減少や高齢化が進む中、スポーツ資源を地域の魅力づくりやまちづくりの核とすることで、地域経済の活性化など地方創生に貢献する。

スポーツは、人を元気づけるとともに、人を結びつける力を持っており、状況や社会を変える可能性を持つことから、災害からの復興に貢献する。

アスリートは、不断の努力の積み重ねにより人間の可能性を追求しており、その活躍や努力は人々に夢と希望を届け、チャレンジする勇気を社会全体にもたらし、また、トップアスリート<sup>\*6</sup>が才能を開花させる過程で培われた技術や知識・経験、生き方は社会的な財産でもあり、それらは多くの人々にスポーツの魅力を広げ、社会に活力をもたらすものである。

### **3 スポーツで「世界」とつながる！**

**スポーツで世界に発信・協力し、世界の絆づくりに我が国が貢献する。**

スポーツは、人種、言語、宗教等の区別なく参画できるものであり、国境を越え人々の絆を育む。スポーツを通じた国際交流により「多様性を尊重する世界」の実現に貢献する。

スポーツは、貧困層や難民、被災者など困難に直面した様々な人の生きがいきりや自己実現のきっかけとなり、スポーツによる開発と平和への支援により「持続可能で逆境に強い世界」の実現に貢献する。

スポーツは他者への敬意や規範意識を高められるものであり、日本が率先して模範となることで「クリーンでフェアな世界」の実現に貢献する。

スポーツを巡る国際的な政策、ルールづくりや国際協力に積極的に参画し国内の取組に反映すること、国際競技大会や国際会議を開催すること、それらに必要な国際人材を育成することを通じ、我が国がリーダーシップを発揮して国際的地位を高める。

トップアスリートの世界的な活躍はトップアスリートを輩出した地域の誇りとなり、各地域や団体は、世界と競っているという広い視野をもって国際競技力の向上を図る。

---

<sup>\*5</sup> 経済産業省によれば、「健康経営」とは、従業員等の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に実践することであり、企業理念に基づき従業員等への健康投資を行うことは、従業員の活力向上や生産性の向上等の組織の活性化をもたらす、結果的に業績向上や株価向上につながると期待される、とされている。

<sup>\*6</sup> 世界選手権大会等において好成績を収めているアスリートや、中央競技団体の強化指定選手等。

→ スポーツに関わる全ての人々が主体的に取り組むことで、スポーツの力が十分に発揮され、前向きで活力に満ちた日本と、絆の強い世界の実現に貢献できる。

#### **4 スポーツで「未来」を創る！**

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「2020年東京大会」という。）等を好機として、スポーツで人々がつながる国民運動を展開し、オリンピックムーブメント<sup>\*7</sup>やパラリンピックムーブメント<sup>\*8</sup>を推進することで、レガシーとして「一億総スポーツ社会」を実現する。

これからの5年間に2020年東京大会をはじめとする国際競技大会が相次いで開催される。スポーツへの関心がこれまでにないほど高まり、スポーツの力が最大限発揮される絶好の機会である。

2020年東京大会に向けた取組を計画的・戦略的に展開し、全ての人々がスポーツの力で輝き、活力ある社会と絆の強い世界を創るという「一億総スポーツ社会」を実現することが、大会のレガシーとなる。

そのためには、スポーツを「する」人を増やしつつ、これに加え、「みる」「ささえる」人を含めて「スポーツ参画人口」として捉え、これまでスポーツに無関心であった人々や、したくてもできなかった人々も含め、全ての人々がスポーツに関われるようにしていくことが重要である。

さらに、スポーツに携わる者がスポーツの枠を超えて主体的に他分野と連携・協働を行うとともに、異分野からの人材の受入れを積極的に行うことにより、産官学民によるオールジャパン体制でそれぞれの専門性を活かしてスポーツの価値を広げることが必須である。

一方、スポーツに対する国民の信頼を確保するため、スポーツの価値を脅かすような不正を無くすことが重要である。

これらを実現するため、ソーシャルネットワークサービス（SNS）を含むメディアの活用により、スポーツを通じて全ての人々がつながる持続的な国民運動を展開していく。

→ 第2期計画期間において、「スポーツ参画人口」を拡大し、スポーツ界が他分野との連携・協働を進め、「一億総スポーツ社会」を実現する。

---

<sup>\*7</sup> 国際オリンピック委員会によると、オリンピックムーブメントとは、オリンピックの価値に鼓舞された個人と団体による、協調の取れた組織的、普遍的、恒久的活動である。（オリンピック憲章オリンピックの根本原則第3項抜粋）

<sup>\*8</sup> 国際パラリンピック委員会及び日本パラリンピック委員会によると、パラリンピックムーブメントとは、パラリンピックスポーツを通して発信される価値やその意義を通して世の中の人に気づきを与え、より良い社会を作るための社会変革を起こそうとするあらゆる活動である。



## 第3章 今後5年間に総合的かつ計画的に取り組む施策

### 1 スポーツを「する」「みる」「ささえる」スポーツ参画人口の拡大と、そのための人材育成・場の充実

#### 【政策目標】

ライフステージに応じたスポーツ活動の推進とその環境整備を行う。その結果として、成人のスポーツ実施率を週1回以上が65%程度（障害者は40%程度\*<sup>9</sup>）、週3回以上が30%程度（障害者は20%程度\*<sup>9</sup>）となることを目指す。

#### (1) スポーツ参画人口の拡大

##### ① 若年期から高齢期までライフステージに応じたスポーツ活動の推進

#### [施策目標]

国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む基盤として、国民の誰もが各々の年代や関心、適性等に応じて日常的にスポーツに親しむ機会を充実する。

#### [現状と課題]

- ・ 成人の週1回以上のスポーツ実施率は42.5%（障害者は19.2%）、週3回以上のスポーツ実施率は19.7%（障害者は9.3%）（平成28年度現在（障害者については平成27年度現在））である。
- ・ スポーツを行う理由は、健康、体力増進・維持、楽しみ・気晴らし、仲間との交流など様々である。
- ・ スポーツ実施の阻害要因は、仕事・家事・育児が多忙、面倒くさい、年をとったなど世代によって異なる。

#### [具体的施策]

- ア 国は、「する」「みる」「ささえる」スポーツの楽しみ方や関わり方等をわかりやすく提案するとともに、スポーツ未実施者への働きかけやスポーツの継続的实施のための方策等について整理した「ガイドライン」を策定し、その普及を通じて地方公共団体やスポーツ団体\*<sup>10</sup>等の取組を促進することにより、誰もがライフステージに応じてスポーツに親しむ機会の充実を図る。
- イ 国は、スポーツに対するニーズや阻害要因等に関する調査や顕彰制度等を通じて、民間事業者等による新たなルールやスタイルのスポーツの開発・普及を促進し、適性等に応じたスポーツの機会を提供する。
- ウ 国は、高齢者が楽しく継続的に取り組むことができ、生活習慣病の予防・改善や介護予防を通じて健康寿命の延伸に効果的な「スポーツプログラム」を策定し、地方公共団体や総合型地域スポーツクラブ（総合型クラブ）、日本レクリエーション協会（日レク）などのスポーツ団体に普及するとともに既存

\*<sup>9</sup> 障害者スポーツの振興に関する施策については、第3章2（1）①にまとめて記載し、同章中の他の施策では原則として繰り返して記載しないという方針で整理している。P1（第1章2）に記載したとおり、障害者スポーツの振興に関する施策は、他の施策とも密接な関わりを有しており、第3章に示した全ての施策を総動員して取り組む必要がある。

\*<sup>10</sup> スポーツ団体とは、スポーツ基本法第2条第2項において、「スポーツの振興のための事業を主たる目的とする団体をいう」とされており、住民が主体的に運営する地域スポーツクラブ等を広く含むものである。

の介護予防の取組とも連携を図りながら、高齢者のスポーツ参加機会の充実を図る。

- エ 国は、成人のスポーツ実施状況に関する調査について、調査項目及び調査方法等を検証・改善するとともに、スポーツ実施要因等の分析を踏まえた施策を推進することで、障害者を含めた若年期から高齢期までのスポーツ参加機会の充実を図る。

## ② 学校体育をはじめ子供のスポーツ機会の充実による運動習慣の確立と体力の向上

### [施策目標]

学校における体育活動を通じ、生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現する資質・能力を育てるとともに、放課後や地域における子供のスポーツ機会の充実する。

その結果として、自主的にスポーツをする時間を持ちたいと思う中学生を 80%（平成 28 年度現在 58.7%→80%）にすること、スポーツが「嫌い」・「やや嫌い」である中学生を半減（平成 28 年度現在 16.4%→8%）すること、子供の体力水準を昭和 60 年頃の水準まで引き上げることを目指す。

### [現状と課題]

- ・ スポーツが好きな子供の割合は、小学 5 年生と比較し中学 2 年生が低く、特に中学生の女子は 2 割以上が「嫌い」・「やや嫌い」であり、運動習慣の二極化が見られる。
- ・ 子供の体力は緩やかな向上傾向にあるが、昭和 60 年頃のピーク時と比較すると依然として低い水準にある。
- ・ 小学校における体育の専科教員の配置は 4.7%にとどまっている。（平成 28 年度現在）
- ・ 運動部活動の顧問のうち、保健体育以外の教員で、かつ担当競技の経験がない者が中学校で 45.9%、高等学校で 40.9%である。（平成 25 年度現在）
- ・ 体育活動中の死亡事故は平成 24 年度までは減少傾向であったが、それ以降横ばいとなっている。中学校、高等学校における傷害の発生のほとんどは運動部活動によるものである。

### [具体的施策]

- ア 国は、体育・保健体育の学習指導要領の改訂において、体力や技能の程度、障害の有無及び性別・年齢にかかわらず、スポーツの多様な楽しみ方を社会で実践できるよう、指導内容の改善を図ることにより、生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現する資質・能力の育成を図る。
- イ 国は、地方公共団体と連携し、武道を指導する教員の研修、指導者の派遣、武道場の整備等を通じて、中学校における武道の指導を充実する。
- ウ 国は、地方公共団体等と連携し、小学校における体育の専科教員の導入を促進するとともに、運動が苦手や意欲的でない児童生徒や障害のある児童生徒が運動に参画できるよう研修を充実するなど、教員採用や研修の改善を通じ、学校体育に係る指導力の向上を図る。
- エ 国は、地方公共団体と連携し、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」により全国的な子供の体力・運動能力等を把握し、その分析結果を周知する。こ

れに基づき、地方公共団体及び学校は、それぞれの成果と課題を検証し、体育・保健体育の授業等を改善する。

オ 国は、教員、生徒及び保護者等を対象とした運動部活動に関する総合的な実態調査及びスポーツ医・科学の観点等を取り入れた運動部活動の在り方に関する調査研究を実施する。

その結果等を踏まえ、日本中学校体育連盟（中体連）や全国高等学校体育連盟（高体連）等と連携し、生徒の発達段階等を考慮した練習時間・休養日の設定や、複数種目の実施など女子生徒や障害のある生徒等のニーズにも応じた多様な運動部活動の展開を含む運動部活動の在り方に関する総合的なガイドラインを策定する。

カ 国及び地方公共団体は、運動部活動が、学校教育の一環として、生徒がスポーツに親しみ、生徒の責任感や連帯感を養う上で、重要な活動として教育的意義が高いことを踏まえ、運動部活動における指導力の向上や指導体制の充実を図る。そのため、スポーツ指導に係る専門性を有し、教員と連携して運動部活動をささえ、大会引率も可能な部活動指導員について、中体連、高体連、スポーツ団体、総合型クラブ、民間事業者等と連携し、配置を促進する。

キ 国は、地方公共団体及びスポーツ団体等と連携し、「幼児期運動指針」やこれに基づく指導参考資料を各幼稚園や保護者等に普及し、活用を促すことで、幼児期からの運動習慣づくりを推進する。

ク 国は、地方公共団体及びスポーツ団体等と連携し、発達段階に応じて基礎的な動作を獲得できる「アクティブ・チャイルド・プログラム<sup>\*11</sup>」等の運動遊びプログラムの普及及びその指導者に関する情報提供等により、放課後子供教室等での多様な運動を体験する機会の提供や保護者への啓発活動を促進し、小学生の運動経験の充実を図る。

ケ 国は、日本体育協会（日体協）と連携し、総合型クラブ、スポーツ少年団の活動に関する情報を発信して、参加を促進させることにより、複数種目や多様なスポーツの経験を含む地域における子供のスポーツ機会の充実を図る。

コ 国は、日本スポーツ振興センター（J S C）及び地方公共団体と連携し、災害共済給付業務等から得られる学校体育活動中の死亡事故等の情報提供や事故防止に関する研修等を充実することにより、重大事故を限りなくゼロにするという認識の下で学校体育活動中における事故防止の取組を推進する。

サ 地方公共団体は、国の支援も活用しつつ、耐震化や芝生化など学校体育施設・設備を整備することにより、学校における子供のスポーツの場を充実する。

シ 国及び国立青少年教育振興機構は、野外活動等に関する指導者の養成や家庭・社会への普及啓発等を通じて、国立青少年教育施設、国立公園、国営公園等におけるハイキング、トレッキング、サイクリング、キャンプ活動その他の野外活動やスポーツ・レクリエーション活動を促進し、子供のスポーツ習慣や豊かな人間性・社会性を育成する。

### ③ ビジネスパーソン、女性、障害者のスポーツ実施率の向上と、これまでスポーツに関わってこなかった人へのはたらきかけ

#### [施策目標]

<sup>\*11</sup> 平成22年度に文部科学省が日体協に委託し作成した、子どもが発達段階に応じて身につけておくことが望ましい動きや身体を操作する能力を獲得し、高めるための運動プログラム。

官民連携による分野横断的な新たなアプローチにより、ビジネスパーソン、女性、障害者や、これまでスポーツに関わってこなかった人が気軽にスポーツに親しめるようなスポーツのスタイルを提案し、成人のスポーツ未実施者（１年間に一度もスポーツをしない者）の数がゼロに近づくことを目指す。

#### [現状と課題]

- ・ スポーツ実施率（週１回以上）を年代別に見ると、20代が34.5%、30代が32.5%、40代が31.6%と低く、女性の方が低い。（20代：男性40.8%、女性27.8%、30代：男性37.2%、女性27.7%、40代：男性34.2%、女性29.0%）（平成28年度現在）
- ・ スポーツ未実施者の割合は32.9%である。（平成28年度現在）
- ・ 障害者のスポーツ実施率は健常者に比べ低い。（平成27年度現在19.2%）
- ・ 1年に1回もスポーツをしておらず今後もするつもりのない層が27.2%存在している。（平成28年度現在）

#### [具体的施策]

- ア 国は、産業界、地方公共団体及び保険者等と連携し、通勤時間や休憩時間等に気軽にスポーツに取り組める環境づくりに向けたプロモーション活動の展開や民間事業者の表彰等を通じて、ビジネスパーソンのスポーツ習慣づくりを推進するとともに、民間事業者における「健康経営」を促進し、スポーツ参画人口の拡大を図る。
- イ 国は、先進事例の情報提供等を通じて、地方公共団体、民間事業者及びスポーツ団体等による連携・協働体制の整備を促進することにより、女性の幼少期から高齢期を通じ、女性のニーズや意欲に合ったスポーツ機会を提供する。
- ウ 国は、地方公共団体と連携し、特別支援学校や総合型クラブ等において障害者スポーツに取り組みやすい環境を整備するなど、障害者スポーツの裾野拡大に向けた取組を推進する。
- エ 国は、スポーツと健康、食、観光、ファッション、文化芸術及び娯楽などのエンターテインメントとの融合や、ITを活用したスポーツの魅力向上等の民間事業者の取組を支援することにより、スポーツに関心がなかった人の意欲向上を図る。

## (2) スポーツ環境の基盤となる「人材」と「場」の充実

### ① スポーツに関わる多様な人材の育成と活躍の場の確保

#### [施策目標]

スポーツに関わる人材の全体像を把握しつつ、アスリートのキャリア形成支援や、指導者、専門スタッフ、審判員、経営人材などスポーツ活動を支える人材の育成を図ることにより、スポーツ参画人口の拡大に向けた環境を整備する。

#### [現状と課題]

- ・ スポーツに関わる多様な人材について、活動実態が十分把握されていない。
- ・ アスリートのキャリア形成支援は各団体が個別に行っているが、支援体制や内容が異なり、サポートが十分でない。
- ・ 現場ではスポーツ指導者の育成課程を経ずにスポーツ指導を行っている者も存在している。
- ・ 医療、栄養、スポーツ科学、ドーピング検査など専門スタッフが少ない。

- ・ 審判員の多くはボランティアや兼職で活動しており、審判活動を行う事に対して職場の理解が十分でない。
- ・ スポーツボランティアは、活動の希望者（14.5%）に比べ実際の実施率が低い（7.7%）。（平成26年度現在）
- ・ スポーツ政策を推進する人材が専門的知識等を習得する機会が少ない。

## [具体的施策]

### <スポーツに関わる人材の全体像の把握>

ア 国は、指導者、専門スタッフ、審判員、大会等運営スタッフ、サポーター、ボランティア及び団体等の経営人材などスポーツに関わる人材の数や有給、無給等の属性の特徴について調査研究を実施し、全体像を明らかにする。

### <アスリートのキャリア形成>

- イ 国は、日本オリンピック委員会（JOC）及び日本パラリンピック委員会（JPC）等のスポーツ団体、中学校・高等学校・大学等の教育機関及び経済団体と連携し、アスリート経験者のキャリアに関するデータを蓄積するとともに、アスリートに対する大学での学習支援の充実やセミナーの開催などを通じてアスリート等の人間的成長やデュアルキャリアの取組を促進する。
- ウ 国は、地方公共団体、スポーツ団体及び民間事業者等と連携し、指導者やスポーツ団体職員等としての雇用を促進するほか、地域での運動指導に関わる機会の拡大等を通じ、引退したアスリートのキャリア形成を支援する。
- エ 国は、JOC及びJPCが提携して行う民間事業者と現役トップアスリートをマッチングする就職支援制度「アスナビ」の利用促進や、学び直し支援のためのセミナーを実施することなどにより、アスリートの民間事業者等での就業を促進する。

### <スポーツ指導者の育成>

- オ 国及び日体協は、地方公共団体及びスポーツ団体と連携し、指導者養成の基準カリキュラムとして国が策定したグッドコーチ育成のための「モデル・コア・カリキュラム<sup>\*12</sup>」を大学やスポーツ団体等へ普及することにより、指導内容の質を確保するとともに、日体協自ら同カリキュラムを指導者養成講習会等に導入する際、オンラインコンテンツによる講習等を充実する。
- カ 国及び日本障がい者スポーツ協会（日障協）は、スポーツ団体、地方公共団体、大学・専修学校及び日体協と連携し、学校の教員・総合型クラブの関係者・行政職員等を対象にした研修の実施や障がい者スポーツ指導員の資格が取得できる大学・専修学校の拡大等により、障害者スポーツ指導者の養成を拡充する（平成27年度現在2.2万人→目標3万人）。その際、指導者になる障害者の増加や講習機会の充実を図る。
- キ 日体協は、国の支援を通じ、運動部活動などの指導者向けに短期間で取得可能な資格を創設したり、スポーツ指導者の育成にかかる体制を整備したりするなど、体系的で効果的なスポーツ指導者育成制度を構築するとともに、原

<sup>\*12</sup> モデル・コア・カリキュラムは、スポーツ指導者に求められる資質能力（思考・態度・行動・知識・技能）を確実に取得するために必要な内容を「教育目標ガイドライン（講義概要・目的やねらい・到達目標・時間数）」として国が策定したものである。

則として、指導現場に立つ全ての指導者が資格を有するよう求めることにより、指導者の質を保証する取組を促進する。

- ク 国及び日体協は、地方公共団体及びスポーツ団体と連携し、運動部活動に関わる教員や外部指導員等におけるスポーツ指導者資格の保有者の増加を図り、児童生徒がより適切なスポーツ指導が受けられるようにする。
- ケ 国は、日体協や日レクをはじめ様々な団体のスポーツ指導者に関する資格取得のためのプログラムや資格取得者の活動状況について整理し、有資格者による指導の成果等を発信することにより、指導者の資格取得やステップアップを支援する。
- コ 国は、地方公共団体、日体協（各都道府県協会を含む）及び中央競技団体と連携し、学校、地域、総合型クラブ及び民間スポーツクラブ等におけるスポーツ指導機会を充実し、例えば、それらを掛け持つことによりフルタイムでスポーツ指導に従事できるような、スポーツ指導者が「職」として確立する環境を醸成する。

<専門スタッフ、審判員、スポーツボランティア等>

- サ 国及び日体協は、スポーツ団体及び大学等と連携し、医療・栄養・トレーニング・心理等のスポーツ科学など専門的な知識・技術を有する人材の資質向上を促進し、アスリートの指導現場や総合型クラブ等への配置を充実することにより、アスリート等の健康管理と競技力向上を推進する。
- シ 国は、日本アンチ・ドーピング機構（JADA）等と連携し、国際的対応ができるドーピング検査員の育成をはじめ、必要な体制を整備することにより、ラグビーワールドカップ2019や2020年東京大会等の公平性・公正性の確保を図る。
- ス 国は、民間事業者及び大学等と連携し、競技団体への出向期間を勤続年数に通算することや、二つ以上の機関に雇用されつつ、それぞれの機関で役割に応じた業務に従事する仕組み<sup>\*13</sup>の活用等、スポーツ指導者が一定期間指導に専念できる配慮を行うよう所属先へ要請することなどにより職場の理解を促進する。
- セ JOCは、国及びJSCの支援も活用し、ナショナルコーチアカデミーの充実、審判員・専門スタッフ等の海外研さんの機会の確保などナショナルコーチの資質向上を図るとともに、中央競技団体におけるスタッフの充実により、トップアスリートの強化活動を支える環境を整備する。また、JPCにおいても、同様の取組を行うことについて検討を進める。
- ソ 国は、スポーツ団体と連携し、大会や研修への派遣等を通じて質の高い審判員の養成を推進する。また、審判員の多くが兼職やボランティアで活動している状況を踏まえ、優れた活動を行う審判員の表彰等により所属先の理解を促進するとともに、審判員の所属先とスポーツ団体との意見交換など関係者間の審判活動に対する相互理解の促進を図る。
- タ 国は、2020年東京大会をはじめとするスポーツイベントをスポーツボランティア普及の好機として、スポーツボランティア育成に係る大学の先進事

<sup>\*13</sup> 「クロスアポイントメント制度」

平成26年12月26日経済産業省・文部科学省「クロスアポイントメント制度の基本的枠組と留意点」参照  
(URL : <http://www.meti.go.jp/press/2014/12/20141226004/20141226004-2.pdf>)

例の形成を支援するとともに、スポーツボランティア団体間の連携を促進することにより、日常様々な場面で活躍するスポーツボランティア参画人口の増加を図る。

チ 国は、スポーツ経営人材の育成・活用のための仕組みを構築することにより、スポーツ団体のガバナンスや収益性を向上させる。

<スポーツ推進委員等>

ツ 国は、地方公共団体が委嘱するスポーツ推進委員について、総合型クラブや地域のスポーツ団体等との連携・協働を促進することができる優れた人材の選考と研修の充実を支援することにより、地域スポーツの振興をささえる人材の資質向上を図る。

テ 国は、地方公共団体及びスポーツ団体と連携し、研修等の海外の最先端のスポーツ政策を学ぶ機会を充実し、我が国のスポーツ施策を推進する人材の資質を向上させる。

## ② 総合型地域スポーツクラブの質的充実

### [施策目標]

住民が種目を超えてスポーツを「する」「ささえる」仕組みとして、総合型クラブが持続的に地域スポーツの担い手としての役割を果たしていくため、クラブ数の量的拡大から質的な充実により重点を移して施策を推進する。

このため総合型クラブの登録・認証等の制度を新たに構築するとともに、総合型クラブの自立的な運営を促進する環境を整備する。さらに、地域に根ざしたクラブとして定着していくため、総合型クラブによる地域の課題解決に向けた取組を推進する。

### [現状と課題]

- ・平成28年7月現在で、総合型クラブは3,586クラブが、全市区町村の80.8%に育成されており、会員数は全国で約130万人以上である。
- ・自己財源率が50%以下のクラブが43.5%、PDCA（Plan-Do-Check-Action）サイクルが定着していないクラブの割合は62.1%である。（平成27年度現在）
- ・行政と連携して地域の課題解決に取り組んでいる総合型クラブの割合は18.4%（平成27年度現在）。総合型クラブの認知度は31.4%（平成24年度調査<sup>\*14</sup>）である。総合型クラブが地域から求められる役割を果たし地域に定着していくことが課題となっている。
- ・総合型クラブへの支援については、広域スポーツセンターをはじめ様々な公的機関・団体及びクラブ間ネットワーク等が担っているが、役割分担及び連携体制等について十分に整理されてこなかったため、現状の支援体制について全体としてみると必ずしも効率的・効果的なものになっていない。
- ・創設されるクラブ数の減少に伴い、支援の中心が総合型クラブの自立的な運営の促進に向けた支援に移行してきている状況も踏まえ、各支援主体の役割分担を明確化して支援体制の再構築等を図ることが課題となっている。

### [具体的施策]

---

\*14 （出典） 笹川スポーツ財団 スポーツライフ・データ2012

- ア 国は、日体協、総合型クラブ全国協議会、JSC及び地方公共団体等と連携し、総合型クラブによる行政等と協働した公益的な取組の促進を図るための登録・認証等の制度の枠組みを策定し、これに基づき、日体協及び各都道府県体育協会等は、関係団体と連携し、総合型クラブの登録・認証等の制度を整備する。(平成27年度現在0→目標47都道府県)
- イ 国は、日体協、総合型クラブ全国協議会、JSC及び地方公共団体等と連携し、広域スポーツセンターを含めた支援主体の役割分担を明確化して支援体制の再構築を図る。
- ウ イを踏まえ、国、日体協、総合型クラブ全国協議会及び地方公共団体は、関係団体と連携し、都道府県レベルで中間支援組織<sup>\*15</sup>を整備(平成27年度現在0→目標47都道府県)するとともに、研修会等の開催や先進事例の情報発信等により、PDCAサイクルにより運営の改善等を図る総合型クラブの増加(平成27年度現在37.9%→目標70.0%)など総合型クラブの質的充実を推進する。
- エ 国は、日体協及び総合型クラブ全国協議会と連携し、登録・認証等を受けた総合型クラブの広報活動を推進するなど、総合型クラブの認知度向上を図る。
- オ 地方公共団体は、ウにより整備された中間支援組織について、例えば地方スポーツ推進計画に位置付けを示すなど、中間支援組織の取組を支援し、総合型クラブの質的充実等を促進する。
- カ 国は、JSC及び日体協と連携し、中間支援組織が主体となり総合型クラブの自立的な運営を促進する事業や地方公共団体が主体となり総合型クラブによる地域課題解決に向けた取組(平成27年度現在18.4%→目標25%程度)を推進する事業を支援することを通じて、総合型クラブの質的な充実を促進する。
- キ 国は、日体協、総合型クラブ全国協議会及び地方公共団体等と連携し、総合型クラブの登録・認証等の制度及び中間支援組織の整備状況などを定期的に把握するとともに、市町村が主体となり総合型クラブの育成を促進する取組を支援することにより、総合型クラブの自立的運営を促進する。

### ③ スポーツ施設やオープンスペース等のスポーツに親しむ場の確保

#### [施策目標]

既存施設の有効活用や、オープンスペース等のスポーツ施設以外のスポーツができる場の創出を含め、ストックの適正化と安全で多様なスポーツ環境の持続的な確保を目指す。そのため、地域住民がスポーツに利用可能な施設の実態を的確に把握し、スポーツ施設に関する計画の策定を進める。

#### [現状と課題]

- ・ スポーツ施設やスポーツができる場の実態把握が十分でない。
- ・ 人口減少、財政難等によりスポーツ施設数の減少が見込まれる。
- ・ スポーツ施設の中には、老朽化が進んだものや耐震診断未実施のものも多く、今後利用できなくなる施設も想定される。

<sup>\*15</sup> 中間支援組織とは、都道府県体育協会等が主体となり、都道府県のクラブ間ネットワークと連携・協働して総合型クラブの自立的な運営の促進に向けた支援を担う組織。当該組織において、総合型クラブの継続的・安定的な運営に向けて、クラブアドバイザーを配置し、総合型クラブに指導・助言するとともに、弁護士や税理士、中小企業診断士等の専門家による相談窓口を設置することなどを想定している。



## [具体的施策]

- ア 国は、公立や民間のスポーツ施設の実態を3年に1回把握するとともに、「スポーツ施設のストックの適正化に関するガイドライン」に基づく地方公共団体の取組状況を毎年把握し、先進事例の情報提供等により地方公共団体が行う施設計画の策定を促進する。
- イ 国は、我が国のスポーツ施設の60%強を占める学校体育施設について、社会体育施設への転用や、担い手や利用料金設定等の開放事業の運用の在り方に関する手引の策定を行い、既存施設の有効活用を促進する。
- ウ 国は、スポーツ施設のバリアフリー・ユニバーサルデザインについて、関連する基準や先進事例の情報提供等により、障害者や高齢者等のスポーツ施設の利用や観戦のしやすさの向上を促進する。
- エ 地方公共団体は、国の上記ガイドラインや情報提供等に基づき、施設の長寿命化、有効活用及び集約化・複合化等を推進しスポーツ施設のストックの適正化を図る。また、性別、年齢及び障害の有無等の利用の特性にも配慮したスポーツ施設の利用しやすさの向上やITの活用等により、利用者数の増加、維持管理コストの低減及び収益改善等を推進する。
- オ 地方公共団体は、国による先進事例の情報提供や技術的支援等を踏まえ、スポーツ施設の新築、運営方法の見直しにあたり、コンセッションをはじめとしたPPP/PFI<sup>\*16</sup>等の民間活力により、柔軟な管理運営や、スポーツ施設の魅力や収益力の向上による持続的なスポーツ環境の確保を図る。
- カ 国は、国民体育大会、全国障害者スポーツ大会など各種競技大会等を開催するための施設の基本的な方向性を示し、これに基づき中央競技団体等が大会後も含めた施設利用や地方公共団体の負担等に十分配慮した基準等を策定することにより、地方公共団体等による効率的・効果的な施設整備を促進する。
- キ 国は、スポーツ施設の整備の促進と併せて、地方公共団体、スポーツ団体及び民間事業者等と連携し、体操やキャッチボール等が気軽にできる場としてオープンスペースなどの有効活用を推進し、施設以外にもスポーツができる場を地域に広く創出する。
- ク 国は、日本体育施設協会等と連携し、スポーツ施設の事故や老朽化に関する情報提供や、施設の維持管理に関する人材の育成により、スポーツ施設の安全の確保を推進する。

## ④ 大学スポーツの振興

### [施策目標]

我が国の大学が持つスポーツ資源を人材輩出、経済活性化、地域貢献等に十分活用するとともに、大学スポーツ振興に向けた国内体制の構築を目指す。

### [現状と課題]

<sup>\*16</sup> 内閣府によると、以下の通り定義されている。

PPP (Public Private Partnership) とは、公共施設等の建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的使用や行政の効率化等を図るもの。

PFI (Private Finance Initiative) とは、PFI法に基づき、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。

コンセッションとは、利用料金の徴収を行う公共施設について、所有権を公共が有したまま、民間事業者に当該施設の運営を委ねる方式。

- 大学におけるスポーツ活動には、大学の教育課程としての体育授業、学問体系としてのスポーツ科学及び課外活動等の側面があり、全ての学生がスポーツの価値を理解することは、大学の活性化やスポーツを通じた社会発展につながる。
- 大学のスポーツ資源（学生、指導者、研究者、施設等）の活用は、国民の健康増進や障害者スポーツの振興に資するとともに、経済・地域の活性化の起爆剤となり得る。また、「みる」スポーツとしても潜在力がある。
- 指導者やボランティアの育成、アスリートのキャリア形成支援など、大学は質の高いスポーツ人材の育成に重要な役割を担っている。
- より多くの学生がスポーツに取り組む環境を整備することが必要である。
- 一方、各大学においてスポーツの振興に係る体制が不十分な場合が多く、また、大学スポーツ全体を統括し、その発展を戦略的に検討する組織がない。

#### [具体的施策]

- ア 国は、大学関係団体と連携し、大学スポーツの重要性について大学トップ層を始め、広く大学関係者全体の理解を促進することにより、大学スポーツ振興の機運を醸成する。また、大学は、国の当該取組を受けて、教職員、学生及び卒業生等の理解を醸成するとともに、大学の規模やミッションに応じて大学における体育活動やスポーツに係る研究を充実する。
- イ 国は、大学におけるスポーツ分野を戦略的かつ一体的に管理・統括する部局の設置や人材の配置を支援することにより、大学スポーツやそれらを通じた大学全体の振興を図るための体制整備を促進する。（大学スポーツアドミニストレーターを配する大学：目標 100 大学）
- ウ 国は、①学生アスリートのキャリア形成支援・学修支援、②大学スポーツを通じた地域貢献、③障害者スポーツを含めたスポーツ教育・研究の推進、④スポーツボランティアの育成、⑤大学スポーツの振興のための資金調達力の向上等の大学スポーツの振興に係る先進事例を支援することなどにより、大学の積極的な取組を推進する。
- エ 国は、大学及び学生競技連盟等を中心とした大学横断的かつ競技横断的統括組織（日本版NCAA）の創設を支援することにより、大学スポーツ振興に向けた国内体制の構築を図る。

## 2 スポーツを通じた活力があり絆の強い社会の実現

### 【政策目標】

社会の課題解決にスポーツを通じたアプローチが有効であることを踏まえ、スポーツを通じた共生社会等の実現、経済・地域の活性化、国際貢献に積極的に取り組む。

### (1) スポーツを通じた共生社会等の実現

#### ① 障害者スポーツの振興等

##### [施策目標]

障害者をはじめ配慮が必要な多様な人々が、スポーツを通じて社会参画することができるよう、社会全体で積極的に環境を整備することにより、人々の意識が変わり（心のバリアフリー）、共生社会が実現されることを目指す。

このため、障害者が健常者と同様にスポーツに親しめる環境を整備することにより、障害者の週1回以上のスポーツ実施率を40%程度（若年層（7～19歳）は50%程度）とすることを旨とする。

##### [現状と課題]

- ・ 障害者（成人）の週1回以上のスポーツ実施率は19.2%（若年層（7～19歳）は31.5%）である。（平成27年度現在）
- ・ 地方公共団体において、障害者スポーツの推進体制は十分でない。
- ・ 障害者が専用又は優先的に使用できるスポーツ施設は114カ所にとどまり（平成24年度現在）、中には車椅子での施設利用等を拒否されるケースもある。
- ・ 障害者がスポーツを行うには周囲のサポートが不可欠であるが、障害者スポーツ指導者やボランティアの数は十分でない。
- ・ 特別支援学校では運動部活動への参加の機会が限られていたり、小中高等学校に在籍している障害児の体育の授業が見学にとどまることもあるなど、学校における障害児のスポーツ環境は十分でない。
- ・ 障害者の社会復帰・社会参画のためには身体能力の向上が不可欠であるが、中途障害者がスポーツに出会う場やスポーツを親しむ場は十分でない。
- ・ 障害者スポーツ団体は、事務局体制や運営資金等活動の基盤が極めて脆弱である。

##### [具体的施策]

ア 国は、障害者スポーツの推進体制を構築するための実践研究の成果等を活用し、地方公共団体において、障害者スポーツの所管をスポーツ担当部局に一元化することを含め、スポーツ関係部局・団体等と障害福祉部局・団体との連携・協働体制の構築を促進することにより、障害者スポーツを総合的に振興する体制の整備を推進する。

イ 国は、先進事例の情報提供等を通じて、地方公共団体、学校、スポーツ団体、医療機関及び障害者福祉団体等による連携・協働体制を整備することにより、障害者の幼少期から高齢期を通じニーズや意欲に合ったスポーツ機会を提供する。

- ウ 日レク及び日障協は、国の先進事例の情報提供等により、障害者と健常者が一緒に親しめるスポーツ・レクリエーションプログラムの開発やイベントを推進する。
- エ 国は、スポーツ施設のバリアフリー・ユニバーサルデザインについて、関連する基準や先進事例の情報提供等により、障害者のスポーツ施設の利用や観戦のしやすさの向上を促進する。(P15より再掲)
- オ 国及び地方公共団体は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の趣旨について周知し、障害者のスポーツ施設の利用実態や合理的配慮の取組事例を把握するとともに、施設管理者に対し障害者スポーツへの理解を啓発し、障害者の不当な差別的取扱の防止や合理的配慮の取組を要請することにより、スポーツ施設における障害者の利用を促進する。
- カ 国は、地方公共団体等と連携し、全ての特別支援学校が、在校生・卒業生・地域住民がスポーツに親しめる地域の障害者スポーツの拠点となることを支援することにより、身近な地域で障害者がスポーツに親しむ環境を整備する。
- キ 国は、地方公共団体等と連携し、総合型クラブが障害者スポーツを導入するためのガイドブックを普及すること等により、総合型クラブへの障害者の参加を促進(平成27年度現在40%→目標50%)し、健常者と障害者がともにスポーツに参画する環境を整備する。
- ク 国及び日障協は、スポーツ団体、地方公共団体、大学・専修学校及び日体協と連携し、学校の教員・総合型クラブの関係者・行政職員等を対象にした研修の実施や障がい者スポーツ指導員の資格が取得できる大学・専修学校の拡大等により、障害者スポーツ指導者の養成を拡充する(平成27年度現在2.2万人→目標3万人)。その際、指導者になる障害者の増加や講習機会の充実を図る。(P11より再掲)
- ケ 指導者の養成側と指導を必要とする側のマッチングや、特別支援学校の体育や運動部活動等での外部指導者の活用等により、障害者スポーツ指導者の活用を推進する。「活動する場がない」障害者スポーツ指導者の割合を半減させる。(平成27年度現在13.7%→目標7%)
- コ 国は、大学、スポーツ団体及び障害者福祉団体等が進める障害者スポーツのボランティア育成の先進事例を支援することにより、ガイドランナーなど障害者スポーツのボランティアの増加を推進するとともに、障害者自身のボランティアへの参画を促進する。
- サ 国は、地方公共団体及びスポーツ団体と連携し、障害者スポーツの体験会等を支援することなどを通じ、障害者スポーツに対する理解を促進する。(障害者スポーツの直接観戦経験者 平成27年度現在4.7%→目標20%)
- シ 国は、地方公共団体及び大学と連携し、全ての学校種の教員に対する障害者スポーツへの理解を促進するための研修等を推進するとともに、国及び地方公共団体は、特別支援学校等に障害者スポーツ用具等の設備を整備することにより、学校における障害児のスポーツ環境を充実させる。
- ス 国は、地方公共団体と連携し、2020年に全国の特別支援学校でスポーツ・文化・教育の全国的な祭典を開催することにより、2020年東京大会のレガシーとして地域の共生社会の拠点づくりを推進する。これを踏まえ、スポーツ団体は、障害のある子供たちの全国的なスポーツイベントの開催を推進することにより、障害のある子供のスポーツ活動とその成果を披露する場を充実させる。

- セ 国は、地方公共団体、スポーツ団体及び障害者福祉団体と連携し、スポーツに参加していない障害者の状況やニーズの把握、各地域における障害者スポーツ用具等の整備、地域の障害者福祉施設等を活用した福祉サービスにおける障害者がスポーツに触れる機会の提供や中途障害者がスポーツに出会い親しむ機会の提供等の取組を推進する。
- ソ 国及び日障協は、事務局機能強化のための研修会の実施等により、障害者スポーツ団体の組織体制の整備を支援する。
- タ 国は、支援を求める障害者スポーツ団体と支援の意向を持つ民間事業者とのマッチング等により、障害者スポーツ団体の財政基盤の強化を促進する。
- チ 国は、「地域における障害者スポーツ普及促進に関する有識者会議報告書」を普及し、地方公共団体、学校、スポーツ団体、民間事業者等による、①障害児のスポーツ活動の推進、②障害者のスポーツ活動の推進、③障害者と障害のない人が一緒に行うスポーツ活動の推進、④障害者スポーツに対する理解促進、⑤障害者スポーツの推進体制の整備等の取組を推進する。

## ② スポーツを通じた健康増進

### [施策目標]

健康寿命の延伸に効果的な「スポーツプログラム」及びスポーツの習慣化や健康増進を推進する「ガイドライン」の策定・普及を図るとともに、地域住民の多様な健康状態やニーズに応じて、関係省庁と連携しつつ、スポーツを通じた健康増進により健康長寿社会の実現を目指す。

### [現状と課題]

- ・ 国民医療費が年間約 40 兆円に達している中、様々なスポーツによる医療費抑制の取組や研究成果が存在している。例えば、運動プログラム開始 3 年後のスポーツ実施者と非実施者の年間医療費を比較し、年間で一人当たり 10 万円の医療費抑制効果があるとの調査結果<sup>\*17</sup>もある。
- ・ 各地におけるスポーツ中の死亡事故はしばしば報告されており、不適切な環境や体調不良時における無理なスポーツ実施はスポーツ障害や致命的な事故につながる危険があるが、その実態を全国的に把握できていない。
- ・ スポーツにより健康増進の効果を獲得及び維持するには、スポーツの習慣化が課題であり、関係省庁と連携しながらさらに推進する必要がある。
- ・ 被災地における長期の仮設住宅等での生活で、子供や高齢者を中心に運動不足、精神的ストレスの蓄積等による健康障害が発生している。

### [具体的施策]

- ア 国は、スポーツによる健康寿命延伸の効果について、エビデンスを収集・整理・情報発信し、社会全体に普及する。
- イ 国は、スポーツ医・科学の知見に基づき、国民が生活習慣病の予防・改善や介護予防を通じて健康寿命を延伸するために効果的な「スポーツプログラム」を策定し、地方公共団体、総合型クラブ及び日レク等のスポーツ団体等に普

---

<sup>\*17</sup> 新潟県見附市における健康情報管理システムを活用したプログラムの実証実験の結果。その他、東北大学大学院辻一郎教授の研究において運動不足による過剰医療費の割合が 7.7%におよぶとの調査結果、三重県いなべ市における運動体験プログラムへの参加者（588 人）の国民健康保険の年間医療費削減額が約 4,600 万円におよんだとの調査結果などが出ている。

及・啓発することにより、スポーツを通じた健康増進を推進する。(P 7より再掲)

ウ 国は、地方公共団体、J S C、スポーツ安全協会、日体協及び医療機関等と連携し、種目別や世代別のスポーツ障害、外傷、事故等の情報収集・分析を行うとともに、安全確保に向けた方策をとりまとめ、普及・啓発することにより、安全にスポーツを行うことができる取組を促進する。

エ 国は、「ガイドライン」の策定や先進事例の収集・発信等により、地方公共団体が、民間事業者及び関係団体等との連携・協働体制や人材の育成等を通じた多くの住民に情報伝達をすることができる仕組みを整備することを促進し、スポーツの習慣化や健康増進を推進する。(P 7より再掲)

オ 国は、スポーツ関係団体等と連携し、被災地でのスポーツによる身体的・精神的支援等に関する情報共有や、被災後に必要とされる運動支援に関する研修を充実することにより、スポーツを通じた被災者支援を促進する。

### ③ スポーツを通じた女性の活躍促進

#### [施策目標]

女性の「する」「みる」「ささえる」スポーツへの参加を促進するための環境を整備することにより、スポーツを通じた女性の社会参画・活躍を促進する。

#### [現状と課題]

- ・ 中学生の女子の 21.7%が、スポーツが「嫌い」・「やや嫌い」であり、運動習慣の二極化が見られる。(平成 28 年度現在)
- ・ 20 代～40 代の女性のスポーツ実施率が特に低い。(週 1 回以上 28.2%) (平成 28 年度現在)
- ・ スポーツ指導者は女性の割合が低い。(平成 28 年度現在 27.5%)
- ・ スポーツ団体における女性役員の割合が低い。(平成 27 年度現在 9.4%)

#### [具体的施策]

ア 国は、地方公共団体、学校及びスポーツ団体等と連携し、女性スポーツに関する調査研究を行い、女子児童のスポーツへの積極的な参加や女子生徒の運動習慣の二極化を含め女性特有の課題を整理するとともに、これまでトップアスリートを対象に蓄積してきた研究や支援の成果も活用しつつ、女性がスポーツに参画しやすい環境を整備する。

イ 国は、先進事例の情報提供等を通じて、地方公共団体、民間事業者及びスポーツ団体等による連携・協働体制の整備を促進することにより、女性の幼少期から高齢期を通じ、女性のニーズや意欲に合ったスポーツ機会を提供する。(P 10より再掲)

ウ 国は、更衣や授乳のスペースを確保するなど女性のスポーツ施設の利用に関する情報提供を行うことにより、女性のスポーツ施設の利用しやすさの向上を促進する。

エ 地方公共団体は、国のガイドラインや情報提供等に基づき、スポーツ施設のストックの適正化を図るため、施設の長寿命化、有効活用及び集約化・複合化等を推進する。また、性別、年齢及び障害の有無等の利用の特性にも配慮したスポーツ施設の利用しやすさの向上や I T の活用等により、利用者数の増加、維持管理コストの低減及び収益改善等を推進する。(P 15より再掲)

- オ 国及び日体協は、スポーツ団体と連携して、指導者講習や研修において、あらゆるハラスメントの防止や女性特有の課題に取り組むとともに、女性の指導者資格取得を促す方策を実施することにより女性指導者の増加を図る。
- カ 国は、第4次男女共同参画基本計画（平成27年12月閣議決定）における「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に占める女性の割合が、少なくとも30%程度となるよう期待する」との目標を踏まえ、スポーツ団体における女性の役員登用や女性部会の設置の効果の紹介等を通じてスポーツ団体における女性登用の促進を図るとともに、スポーツ団体に対し女性登用等の取組状況について発信するよう要請する。
- キ 国は、女性特有の課題に着目した調査研究や医・科学サポート等の支援プログラム、戦略的な強化プログラムやエリートコーチの育成プログラム等を実施し、得られた知見を中央競技団体等に展開することにより、女性トップアスリートの競技力向上を支援する。
- ク 国は、スポーツ団体等と連携し、スポーツ・フォー・トゥモロー（SFT）等を通じて先進事例を各国と共有するなどにより、国際的な女性のスポーツ参加を促進する。

## （2）スポーツを通じた経済・地域の活性化

### ① スポーツの成長産業化

#### [施策目標]

スポーツ市場を拡大し、その収益をスポーツ環境の改善に還元し、スポーツ参画人口の拡大につなげるという好循環を生み出すことにより、スポーツ市場規模5.5兆円<sup>\*18</sup>を2020年までに10兆円、2025年までに15兆円に拡大することを目指す。

#### [現状と課題]

- ・ スポーツ市場規模は平成14年当時の7兆円から平成24年時点では5.5兆円となっており、減少傾向にある。
- ・ プロスポーツリーグの市場規模は欧米と比較して極めて小さく、とりわけ、国内の主要なプロスポーツリーグである野球、サッカーにおいては、世界のトップリーグと比べて、20年前はその差は小さかったものの、現在ではそれぞれ約3倍、約5倍といった差が生じている。
- ・ 近年、政府の成長戦略におけるスポーツの成長産業化の位置付けや、各種大規模国際大会の開催を背景に、スポーツを有望産業と捉え、プロスポーツリーグの活性化、スタジアム・アリーナへの投資、健康・体力づくり志向の産業拡大などに向けた関心が高まっている。
- ・ 多くのスポーツ団体においては、特に経営・マネジメント人材や活動資金等の組織基盤が確立されているとは言いがたく、組織の持続的な成長・拡大に向けて収入を確保できる事業が十分に展開できていない。

#### [具体的施策]

---

<sup>\*18</sup> 日本政策投資銀行「2020年を契機とした国内スポーツ産業の発展可能性および企業によるスポーツ支援」（平成27年5月発表）によれば、国内のスポーツ産業の規模は、小売分野で約1.7兆円、スポーツ施設業の分野で約2.1兆円、興業・放送等の分野（旅行、放送・新聞、書籍・雑誌、ゲーム・ビデオ、賃貸等）で約1.7兆円である。

- ア 国は、地方公共団体が中心となって取り組むスタジアム・アリーナ整備に関して検討すべき項目を示すガイドラインを策定し、地方公共団体及び民間事業者に対する専門的知見・国内外の先進事例情報等の提供や、地域における関係者間での協議の促進を通じて、スポーツの成長産業化及び地域活性化を実現する基盤としてのスタジアム・アリーナづくりを推進する。
- イ 国は、プロスポーツを含めた各種スポーツ団体と連携した新たなビジネスモデルの開発の支援を通じ、地方公共団体及び民間事業者等によるスタジアム・アリーナ改革を通じたまちづくりや地域スポーツ振興のための取組を促進する。
- ウ 国は、スポーツ経営人材の育成に向けたカリキュラム作成支援や、個人とスポーツ団体とのマッチングによる人材活用等を促進することにより、スポーツ団体のガバナンスや収益性を向上させる。(P13より再掲)
- エ 国は、スポーツ団体における中長期の経営ビジョン・事業計画の策定やITシステムの利活用、スポーツ団体が実施する各種スポーツ大会へのビジネス手法の導入による新たな収益事業の創出等への支援などを通じて、スポーツ団体の組織基盤の強化を促進する。
- オ 国は、スポーツ市場の動向調査等を行い、結果を広く共有することにより、地域のプロスポーツをはじめとする各種スポーツ団体等と地方公共団体や民間事業者等の連携による新たなスポーツビジネスの創出・拡大や、IT等を活用した新たなメディアビジネスの創出を促進する。
- カ 国は、スポーツ市場規模の算定手法を構築することにより、スポーツ市場の分析を的確に実施するとともに、関係省庁・スポーツ団体・民間事業者等との継続的な議論の場を設け、先進事例となる新たな取組の共有やニーズ・課題の抽出等を行い、民間事業者と国及び地方公共団体との連携を促進する。
- キ 国は、これらの取組を活用して、民間事業者のスポーツビジネスの拡大や雇用の創出に向けた取組はもとより、企業スポーツの活性化など企業におけるスポーツ参画の取組の拡大、スポーツの場の充実及びスポーツ実施率の向上に資する取組等を推進し、民間事業者及びスポーツ団体等の収益がスポーツ環境の充実やスポーツ人口の拡大に再投資される好循環を実現する。

## ② スポーツを通じた地域活性化

### [施策目標]

スポーツツーリズムの活性化とスポーツによるまちづくり・地域活性化の推進主体である地域スポーツコミッションの設立を促進し、スポーツ目的の訪日外国人旅行者数を250万人程度(平成27年度現在約138万人<sup>\*19</sup>)、スポーツツーリズム関連消費額を3,800億円程度(平成27年度現在約2,204億円<sup>\*20</sup>)、地域スポーツコミッションの設置数を170(平成29年1月現在56)に拡大することを目指す。

### [現状と課題]

<sup>\*19</sup> 日本政府観光局公表の訪日外国人旅行者数に、「訪日外国人消費動向調査」(観光庁)における「今回の日本滞在中にしたこと(複数回答)」のうち「ゴルフ」、「スキー・スノーボード」、「スポーツ観戦(相撲・サッカーなど)」の選択率を乗じて算出。

<sup>\*20</sup> 「旅行・観光動向調査」(観光庁)における旅行消費額のうち、観光・レクリエーション目的の旅行における「スポーツ施設」、「スキー場リフト代」、「スポーツ観戦・芸術鑑賞」に係る消費額を合計して算出。



- ・ 各地で国内外からの観光客誘致が図られており、スポーツの参加や観戦を目的として地域を訪れたり、野外活動等を含め地域資源とスポーツを掛け合わせた観光を楽しんだりするスポーツツーリズムの拡大が必要である。
- ・ 地方公共団体とスポーツ団体、観光産業等の民間事業者が一体となった組織である「地域スポーツコミッション」は、スポーツツーリズムの推進、持続性のあるスポーツイベントの開催や大会・合宿の誘致等により、交流人口の拡大と地域コミュニティの形成・強化を目指す活動を行っているが、まだ設置されていない地域も多い。
- ・ 地域における様々なスポーツ関連組織の中には、補助金等に依存しない経営的に自立した事業体が生まれてきている。

#### [具体的施策]

- ア 国は、観光・運輸・流通・スポーツ用品・アパレル・健康産業等、スポーツツーリズムに関連する民間事業者と連携したプロモーションを行い、地域のスポーツツーリズムの資源開発や、関連商品の開発等の意欲を高めることによりスポーツツーリズムの需要喚起・定着を推進する。
- イ 地方公共団体は、国のスポーツツーリズムに係る消費者動向の調査・分析やスポーツコミッションの優良な活動事例の情報提供等を活用し、地域スポーツコミッションの設立支援や、海・山・川など地域独自の自然や環境等の資源とスポーツを融合したスポーツツーリズムの資源開発等の取組を持続的に推進する。また、ユニバーサルデザインの観点も取り入れたスポーツツーリズムの取組も推進する。
- ウ 国（スポーツ庁、文化庁、観光庁）は、スポーツと文化芸術を融合させて観光地域の魅力を向上させるツーリズムを表彰・奨励し、優良な取組をモデルケースとして広めていくことで、外国人旅行者の関心も高いスポーツ体験機会の創出に向けた全国の取組を促進する。
- エ 地方公共団体は、総合型クラブ及び地域スポーツコミッション等と連携し、国による先進事例の調査・分析と普及を通じて、住民の地域スポーツイベントへの参加・運営・支援や地元スポーツチームの観戦・応援などにより、スポーツによる地域一体感の醸成と非常時にも支え合える地域コミュニティの維持・再生を促進する。
- オ 国は、国内外の「経営的に自立したスポーツ関連組織」について、収益モデルや経営形態、発展経緯等を調査研究し、その成果を普及啓発することで、都道府県・市区町村の体育協会、総合型クラブ及び地域スポーツコミッション等においてプロスポーツや企業との連携等による収益事業の拡大を図り、スポーツによる地域活性化を持続的に実現できる体制を構築する。
- カ 国は、日本人のオリンピック・パラリンピアン・日本代表チームの選手や大会参加国の選手等と住民が交流を行う地方公共団体を「ホストタウン」等として支援することにより、ラグビーワールドカップ2019及び2020年東京大会に向けた各国との人的・経済的・文化的な相互交流を全国各地に拡大する。

### (3) スポーツを通じた国際社会の調和ある発展への貢献

#### [施策目標]

国際社会においてスポーツの力により「多様性を尊重する社会」「持続可能で逆境に強い社会」「クリーンでフェアな社会」を実現するため、国際的な政策・ルールづくりに積極的に参画し、スポーツを通じた国際交流・協力を戦略的に展開する。

ラグビーワールドカップ2019及び2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等を歴史に残るものとして成功させ、その後のレガシーとしてスポーツ文化を継承する。

#### [現状と課題]

- ・ 国際オリンピック委員会、国際パラリンピック委員会、国際競技団体等の国際機関における日本人役員は25人（平成28年11月現在）で先進諸国に比べ少なく、また、国際的な情報収集能力及び戦略的な情報発信能力が不足している。
- ・ スポーツを通じた国際交流・協力に関して、国内関係機関の連携が十分でなく、スポーツ団体の国際業務体制も十分に整っているとは言えない。また、スポーツに関する国際的な動向と国内の施策の連携が十分でない。

#### [具体的施策]

- ア 国は、JSC、JOC、JPC及び中央競技団体と連携し、国際人材の発掘・育成、ロビー活動支援及び職員派遣・採用の増加等を通じて、国際スポーツ界の意思決定に積極的に参画する。（国際オリンピック委員会、国際パラリンピック委員会、国際競技団体等の国際機関における日本人役員数 平成28年11月現在25人→目標35人）
- イ 国は、国際競技大会や国際会議等のスポーツMICE<sup>\*21</sup>の積極的な招致、開催を支援することにより、国際的地位の向上及び地域スポーツ・経済の活性化を推進する。
- ウ 国は、国際連合教育科学文化機関（UNESCO）のスポーツ会合等への積極的な参画や、アジアを中心とした政府間会合を積極的に開催することを通じて国際的なスポーツ政策づくりに貢献するとともに、二国間協定・覚書を戦略的に締結することにより、計画的な対外アプローチを推進する。
- エ 国は、地方公共団体及びスポーツ団体等の関係機関と連携し、SFT等により、計画的・戦略的な二国間交流や多国間交流・協力を促進する。（目標：SFTによりスポーツの価値を100か国以上1,000万人以上に広げる。）
- オ 国は、国際連合の「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の提言等の国際動向も踏まえ、スポーツによる国際交流・協力をSFTが終了する2020年以降も継続できる仕組みを構築することにより、スポーツの価値の持続的な共有を推進する。
- カ 国は、地方公共団体及びスポーツ団体等と連携し、諸外国におけるスポーツに関する情報を戦略的に収集・分析・共有するとともに、スポーツ団体等における国際業務の体制の強化及び国内の関係機関との効果的な連携体制の構築を実現する。

---

<sup>\*21</sup> MICEとは、観光庁の定義によると、企業等の会議（Meeting）、企業等の行う報奨・研修旅行（インセンティブ旅行）（Incentive Travel）、国際機関・団体、学会等が行う国際会議（Convention）、展示会・見本市、イベント（Exhibition/Event）の頭文字のことであり、多くの集客交流が見込まれるビジネスイベントなどの総称である。

- キ 国は、ラグビーワールドカップ2019及び2020年東京大会について、政府の基本方針に基づき、開催都市、ラグビーワールドカップ2019組織委員会及び東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会による円滑な開催を支援することにより、両大会の成功に貢献する。
- ク 両大会後に開催され、30歳以上なら誰でも参加できる国際競技大会であるワールドマスターズゲームズ2021関西など大規模な国際競技大会<sup>\*22</sup>の円滑な開催に向けて関西ワールドマスターズゲームズ2021組織委員会等と協力する。
- ケ 国は、新国立競技場について、関係閣僚会議において決定した整備計画に基づきJSCの整備プロセスを点検し、2020年東京大会のメインスタジアムとして着実に完成させるとともに、同大会後の運営の在り方や手法を検討し、スポーツ事業を主とした利用率の向上や維持管理費の抑制を図る。
- コ 国は、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会、東京都、JOC及びJPCと連携を図りつつ、スポーツやオリンピック、パラリンピックの意義を普及啓発するオリンピック・パラリンピック教育等によりオリンピックムーブメントやパラリンピックムーブメントを推進し、スポーツの価値を全国各地に拡大する。併せて、スポーツに関する多様な資料を保有する社会教育団体、スポーツ団体及び大学等は相互に連携し、資料のアーカイブ化やネットワーク化を推進し、当該資料の利活用を促進する。

---

<sup>\*22</sup> 第2期計画期間中に我が国で開催が予定されている大規模な国際競技大会としては、例えば以下のようものが挙げられる。

平成30年：女子バレーボール世界選手権2018（開催地未定）、第16回世界女子ソフトボール選手権大会（千葉県）

平成31年：2019年女子ハンドボール世界選手権大会（熊本県内）、世界柔道選手権大会（東京都）、ラグビーワールドカップ2019（全国12都市）、2019世界フィギュアスケート選手権大会（埼玉県さいたま市）

平成32年：2020年東京大会（東京都、関係自治体）

平成33年：ワールドマスターズゲームズ2021関西（関西圏）、世界水泳選手権大会（福岡県福岡市）

### 3 国際競技力の向上に向けた強力で持続可能な人材育成や環境整備

#### 【政策目標】

国際競技大会等において優れた成績を挙げる競技数が増加するよう、各中央競技団体が行う競技力強化を支援する。

日本オリンピック委員会（JOC）及び日本パラリンピック委員会（JPC）の設定したメダル獲得目標を踏まえつつ、我が国のトップアスリートが、オリンピック・パラリンピックにおいて過去最高の金メダル数を獲得する等優秀な成績を収めることができるよう支援する。

#### ① 中長期の強化戦略に基づく競技力強化を支援するシステムの確立

##### [施策目標]

各中央競技団体が行う中長期の強化戦略に基づいた自律的かつ効果的な競技力強化を支援するシステムを構築するとともに、そのシステムの不断の改善を図る。これにより、シニアとジュニア（次世代）のトップアスリートの強化等を4年単位で総合的・計画的に進めることができるよう支援する。

##### [現状と課題]

- ・ 我が国は、安定的にメダルを獲得できる競技が固定的かつ少数に留まっている。
- ・ 中央競技団体においては、少なくとも2大会先のオリンピック・パラリンピックにおける成果を見通した中長期の強化戦略を策定し、自律的かつ効果的な選手強化を進めることが必要である。

##### [具体的施策]

- ア 中央競技団体は、中長期の強化戦略を日常的・継続的に更新しつつ実践し、自律的かつ計画的に競技力を強化するとともに、JSC並びに各中央競技団体を加盟団体とするJOC及びJPCは、相互に連携し中央競技団体と十分なコミュニケーションを図った上で、中央競技団体の強化戦略におけるPDCAサイクルの各段階で多面的に支援する。
- イ 国は、JSC、JOC及びJPCが相互に連携して得た知見を、ターゲットスポーツの指定に活用する。また、この知見は各種事業の資金配分に関する中央競技団体の評価に活用するものとする。
- ウ 国は、スポーツに関わる人材の育成や活躍についての様々な施策との連携も意識しつつ、競技力強化に関して卓越した知見やノウハウを有し、強化活動全体を統括するナショナルコーチや強化活動を専門的な分野からサポートするスタッフの配置などを通じて、中央競技団体が行う日常的・継続的な強化活動を支援する。
- エ JOCは、国及びJSCの支援も活用し、ナショナルコーチアカデミーの充実、審判員・専門スタッフ等の海外研さんの機会の確保などナショナルコーチの資質向上を図るとともに、中央競技団体におけるスタッフの充実により、トップアスリートの強化活動を支える環境を整備する。また、JPCにおいても、同様の取組を行うことについて検討を進める。（P12より再掲）
- オ 国は、女性特有の課題に着目した調査研究や医・科学サポート等の支援プログラム、戦略的な強化プログラムやエリートコーチの育成プログラム等を実

施し，得られた知見を中央競技団体等に展開することにより，女性トップアスリートの競技力向上を支援する。（P21より再掲）

カ 国は，JSC，JOC，JPC，日体協，中央競技団体及び海外のコーチ育成関係機関等と連携し，競技ルールの策定や国際的なコーチ講習会等で講師を担うことができる人材及び世界トップレベルのコーチの育成を，必要な体制整備やプログラムの開発・実施を通じて，支援する。

キ JSCは，国の競技力向上に関する施策と相まって，JOC及びJPCの意見も踏まえつつ，スポーツ振興基金を活用したアスリートに対する助成を行うこと等により，競技活動に専念した選手生活の継続を奨励し，競技水準の向上を支える環境を整備する。

## ② 次世代アスリートを発掘・育成する戦略的な体制等の構築

### [施策目標]

多様な主体の参画の下，新たな手法の活用も進めつつ，地域に存在している将来有望なアスリートの発掘・育成を行うとともに，当該アスリートを中央競技団体等の本格的な育成・強化コース（パスウェイ）に導くことで，オリンピック・パラリンピック等において活躍が期待されるアスリートを輩出する。

### [現状と課題]

- ・ 我が国では，アスリートの適性や競技特性を考慮した将来有望なアスリートの発掘・育成に関する手法が確立しているとは言いがたい状況にある。
- ・ 特にパラリンピック競技については，スポーツ団体との連携などの仕組みの確立が急務となっている。

### [具体的施策]

ア 国は，JSC，地方公共団体，JOC，JPC，日体協（各都道府県協会を含む），日障協（各都道府県協会を含む），中体連，高体連，日本高等学校野球連盟，中央競技団体，医療機関及び特別支援学校を含む諸学校等と連携し，地域ネットワークを活用したアスリートの発掘により，全国各地の将来有望なアスリートの効果的な発掘・育成を支援するシステムを構築するとともに，既に一定の競技経験を有するアスリートの意欲や適性を踏まえた種目転向を支援する。その際，障害者アスリートの発掘・育成にあたっては，障害に応じたクラス分けにも十分配慮する。

イ 国は，JSC，JOC，JPC及び中央競技団体と連携し，将来メダルの獲得可能性のある競技や有望アスリートをターゲットとして，スポーツ医・科学，情報等の活用や海外派遣などを通じて，集中的な育成・強化に対する支援を実施する。

ウ 国，日体協及び開催地の都道府県は，国内トップレベルの総合競技大会である国民体育大会にオリンピック競技種目の導入を促進することなどにより，アスリートの発掘・育成を含む国際競技力の向上に一層資する大会づくりを推進する。

## ③ スポーツ医・科学，技術開発，情報等による多面的で高度な支援の充実

### [施策目標]

ハイパフォーマンスに関する情報収集，競技用具の機能向上のための技術等の開発，アスリートのパフォーマンスデータ等の一元化等を戦略的に行う体制として，

ナショナルトレーニングセンター（NTC）や国立スポーツ科学センターを包含する「ハイパフォーマンスセンター」の機能を構築する。

こうした体制も活用し、トップアスリートに対するスポーツ医・科学、技術開発、情報などにより、多面的で高度な支援の充実を図る。

#### [現状と課題]

- ・ トップアスリートに対するスポーツ医・科学、技術開発、情報などによる多面的で高度な支援は国際的にますます充実する傾向にある。
- ・ そうした国際的な状況の中で、中央競技団体の強化戦略を支援するためには、「ハイパフォーマンスセンター」の機能を強化し、中長期的観点から競技力強化を支援する基盤整備を進める必要がある。

#### [具体的施策]

- ア JSCは、国の財源措置も活用しつつ、諸外国のメダル戦略や選手の情報等を収集分析する体制、競技用具の機能向上や技術開発等を行う体制及びアスリートの各種データを一元管理するシステムを整備するなど、「ハイパフォーマンスセンター」の機能を強化することにより、中長期的観点から国際競技力の強化を支える基盤を整備する。
- イ 国及びJSCは、強化合宿や競技大会におけるスポーツ医・科学、情報等を活用したトップアスリートへの支援、大規模な国際競技大会におけるトップアスリートやコーチ等の競技直前の準備に必要な機能の提供により、トップアスリートに対して多方面から専門的かつ高度な支援を実施する。
- ウ JSCは、国の財源措置も活用しつつ、JOC、JPC及び中央競技団体と協働して、国の他の機関や地域スポーツ科学センター、大学等との連携を強化することにより、スポーツ医・科学、情報等を活用したトップアスリートの強化の支援について充実を図る。

### ④ トップアスリート等のニーズに対応できる拠点の充実

#### [施策目標]

「ハイパフォーマンスセンター」や競技別の強化拠点をはじめとして、トップアスリート等のニーズに対応できる拠点の充実を進める。これにより、トップアスリートが同一の活動拠点で集中的・継続的にトレーニング・強化活動を行える体制を確立する。

#### [現状と課題]

- ・ NTCは、これまでオリンピック競技及びパラリンピック競技の共同利用化を推進してきた。また、東京都北区西が丘のNTC（NTC中核拠点）では対応が困難な競技はそれぞれの競技の特性を踏まえつつ競技別の拠点の設置を進めてきた。
- ・ 今後、2020年東京大会に向けNTCの利用者数増が予想される中、NTCの狭隘化が強化活動に支障を及ぼさないようにする必要がある。

#### [具体的施策]

- ア 国は、NTC中核拠点の拡充棟を2020年東京大会開催の約1年前までに整備することにより、オリンピック競技とパラリンピック競技の共同利用化を実現し、2020年東京大会等に向け、競技力強化を支援する。

イ 国は、中央競技団体によるN T C競技別強化拠点の活用を推進することにより、2020年東京大会等に向け、競技力強化を支援する。その際、N T C中核拠点のみでは対応が困難な冬季、海洋・水辺系、屋外系の競技等については、従来の拠点設置の考え方にとどまることなく、海外における活動の在り方を含め、あらゆる可能性の中で検討を進める。

## 4 クリーンでフェアなスポーツの推進によるスポーツの価値の向上

### 【政策目標】

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、我が国のスポーツ・インテグリティ<sup>\*23</sup>を高め、クリーンでフェアなスポーツの推進に一体的に取り組むことを通じて、スポーツの価値の一層の向上を目指す。

### ① コンプライアンスの徹底，スポーツ団体のガバナンスの強化及びスポーツ仲裁等の推進

#### [施策目標]

スポーツ関係者のコンプライアンス違反や体罰，暴力等の根絶を目指すとともに、スポーツ団体のガバナンスを強化し、組織運営の透明化を図る。

#### [現状と課題]

- ・ 近年、アスリート等による違法賭博や違法薬物，スポーツ団体での不正経理，スポーツ指導者による暴力，ファン等による人種差別や暴力行為等の問題が生じている。
- ・ これまで、教育・研修の実施，コンプライアンス等に関する規程整備，相談窓口の設置等が進められてきた。
- ・ しかしながら，都道府県や市町村レベルの組織も含め，各スポーツ団体におけるノウハウや体制は十分に整備されているとは言い難く，スポーツ・インテグリティの取組に対するモニタリングや評価の仕組みは十分でない。
- ・ スポーツ仲裁の自動応諾条項の採択状況は日体協・JOC・日障協及びその加盟・準加盟団体全体で44.6%である。（平成28年10月現在）

#### [具体的施策]

- ア 国は，スポーツ団体と連携し，フェアプレーの精神や，スポーツ団体及びアスリート等が注意すべき事項等に関するガイドブックを作成するなどにより，全てのアスリート，指導者，審判員及びスタッフが能動的かつ双方向に取り組むことのできる教育研修プログラムを普及し，スポーツ・インテグリティの基盤を整備する。
- イ 国は，スポーツ団体と連携し，スポーツ・インテグリティに関する国際的な動向を把握し，その意思決定に参画するとともに，国内の関係機関・団体に情報提供することにより，国内のスポーツ・インテグリティの質を向上させる。
- ウ 国及び日体協は，スポーツの価値を脅かす暴力，ドーピング，不法行為等を行わず，また，行わないように倫理観や規範意識を含めたアスリート等の人間的成長を促すことのできるスポーツ指導者を養成するため，指導者が備えるべき資質の基準カリキュラムとして国が策定したグッドコーチ育成のための「モデル・コア・カリキュラム」を日体協指導者養成講習会へ導入するほか，大学等へ普及する。（P11より再掲）

<sup>\*23</sup> スポーツにおけるインテグリティ（誠実性・健全性・高潔性）とは，必ずしも明確に定義されているとはいえないが，ドーピング，八百長，違法賭博，暴力，ハラスメント，差別，団体ガバナンスの欠如等の不正が無い状態であり，スポーツに携わる者が自らの規範意識に基づいて誠実に行動することにより実現されるものとして，国際的に重視されている概念である。



- エ 国は、JSC、JOC、日体協及び日障協と連携し、スポーツ団体の組織運営に係る評価指標を策定するとともに、必要な体制を整備して継続的にモニタリング・評価し、支援が必要な団体に対し必要な助言等を行うことを通じて、スポーツ・インテグリティに一体的に取り組む体制を強化する。
- オ 国は、スポーツ団体と連携し、スポーツ・インテグリティに関する優れた取組の情報提供により、スポーツ団体の取組の活性化を促進する。
- カ 国は、スポーツ団体における不適切な事案が発生した場合の対応手順等の整備や組織運営の基盤である人材や財務等の強化に関する支援を通じ、関係法規を遵守した透明性の高い健全なスポーツ団体の組織運営を促進する。
- キ 国は、プロスポーツ団体がスポーツ・インテグリティに組織をあげて取り組んでいることを踏まえ、コンプライアンスセミナーなどの情報提供や必要な助言を行う。
- ク 国は、スポーツ団体やアスリート等に対するスポーツ仲裁・調停制度の理解増進及びスポーツに係る紛争に関する専門人材の育成を推進することで、全てのスポーツ団体において、スポーツ仲裁自動応諾条項の採択等によりスポーツに関する紛争解決の仕組みが整備されることを目指し、スポーツ仲裁制度の活用によるスポーツに関する紛争の迅速・円滑な解決を促進する。

## ② ドーピング防止活動の推進

### [施策目標]

フェアプレーに徹するアスリートを守り、スポーツ競技大会における公正性を確保するため、また、我が国で開催するラグビーワールドカップ2019及び2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会をはじめとするスポーツ競技大会をドーピングのないクリーンな大会にするために、ドーピング防止活動を質と量の両面から強化する。

### [現状と課題]

- ・ 我が国におけるドーピング防止規則違反確定率は国際的にみて低く、世界ドーピング防止機構（WADA）の規程等を遵守した活動を着実に実施している。
- ・ 我が国はWADA創設以来の常任理事国として国際的なドーピング防止活動に貢献し、特にアジア地域においてリーダーシップを発揮している。
- ・ 大規模国際競技大会において国際的な対応ができる人材が不足しており、ラグビーワールドカップ2019や2020年東京大会に向けて、ドーピング検査員をはじめとする人材育成が急務である。
- ・ 毎年数件のドーピング防止規則違反が発生していることから、アスリートやサポートスタッフはもとより、医師・薬剤師等を含めた幅広い層に対する教育・研修活動の更なる充実が課題である。
- ・ 巧妙化するドーピング技術を見極めるため、新たな検査技術の開発など研究活動の強化が必要である。
- ・ ドーピング検査では捕捉できないドーピングに対し、関係機関間の情報共有体制の構築が課題である。

### [具体的施策]

- ア 国は、JADA等と連携し、国際的対応ができるドーピング検査員の育成をはじめ、必要な体制を整備することにより、ラグビーワールドカップ2019や2020年東京大会等の公平性・公正性の確保を図る。(P12より再掲)
- イ 国は、JADA及びJSC等と連携し、ドーピング防止活動に係る情報を共有できる仕組みを構築することにより、ドーピング検査だけでは捕捉しきれないドーピングの防止を図る。
- ウ 国は、JADA等と連携し、アスリートやサポートスタッフ、医師や薬剤師等の幅広い層に対する教育研修活動及び学校における指導を推進することにより、ドーピングの防止を図る。
- エ 国は、JADA、大学・研究機関及び民間事業者等と連携し、最新の検査方法等の開発について研究活動を支援することにより、巧妙化・高度化するドーピングの検出やアスリートの負担軽減の実現を図る。
- オ 国は、WADA等と連携し、ドーピング防止教育の国際展開やアジア地域における人材育成など、国際的なドーピング防止活動に貢献する。

## 第4章 施策の総合的かつ計画的な推進のために必要な事項

### 1 計画の広報活動の推進

第2期計画は、第2章で示したとおり、全ての人々がスポーツの力で輝き、活力ある社会と絆の強い世界を創るという「一億総スポーツ社会」を目指しており、その実現のため、国は、第2期計画についてわかりやすく簡潔に伝えていくことが必要である。特に、第2章の基本方針に関し、①スポーツで「人生」が変わる、②スポーツで「社会」を変える、③スポーツで「世界」とつながる、④スポーツで「未来」を創るという4つの観点からなるスポーツの価値について、国民、スポーツ団体、民間事業者、地方公共団体等に普及啓発していくことが重要である。

このため、スポーツ団体や地方公共団体をはじめスポーツに携わる全ての人々が、第2期計画の理念を共有し、具体的内容を熟知できるよう、様々な機会を利活用して周知を継続していく。また、教育現場における理解を促進するとともに、SNSをはじめ多様なメディアを活用して国民に直接発信し、スポーツを通じて全ての人々が結びつき、実践につながるような広報活動を行う。

### 2 計画実施のための財源の確保と効率的・効果的な活用

スポーツ基本法第8条は、「政府は、スポーツに関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない」と規定している。

スポーツ関連予算は、その大きな潜在力に見合う規模とは言えず、「一億総スポーツ社会」の実現に向け、2020年東京大会を含む第2期計画の5年間に更なる強化を図ることはスポーツに携わる者の総意である。併せて、予算の効率的・効果的な活用に努めるとともに、スポーツ団体等における公的資金の適正使用を徹底することも重要である。

また、スポーツ振興投票制度について、新商品の開発等による売り上げの向上や業務運営の更なる適正化により収益の拡大に努め、スポーツ振興のための貴重な財源として有効に活用するとともに、スポーツに対する寄附や投資を一層活性化させることにより、多様な資金による持続可能なスポーツ環境を社会全体で創ることが求められる。

### 3 計画の進捗状況の定期的な検証

第2期計画においては、第1期計画と比べより多くの成果指標を設定するよう努めたが、中にはこれまでにない新たな取組であってデータの蓄積に乏しく、成果指標の設定が困難であったものも含まれている。

しかしながら、容易に達成が可能な成果指標を設定するよりも、未達成の（又はその可能性が高い）場合に、成果指標そのものの当否を含めその原因を客観的に検証し改善策を講じていくことの方が重要であり、第2期計画に記載された各施策の進捗状況について、スポーツ審議等において、適切なデータを基に定期的に検証を行うことにより、PDCAサイクルを確立する。

その際、必要な場合には計画期間内であっても成果指標や具体的施策等を見直すとともに、検証のプロセスを広く公開することにより、スポーツ行政に対する国民の理解と信頼を確保する。また、検証結果は次期スポーツ基本計画の策定における改善に着実に反映させていく。

# ■スポーツ産業の成長促進事業

## <背景・目的>

スポーツの成長産業化の実現を図るため、官民が連携した協議会の開催や専門家の派遣等による収益性の高いスタジアム・アリーナの整備推進、スポーツ団体等の経営人材育成、新たなスポーツビジネスの創出促進を通じて、スポーツが有するポテンシャルを最大限に発揮し、スポーツの自律的好循環を実現するとともに、スポーツ市場規模の拡大を図る。

## <事業内容>

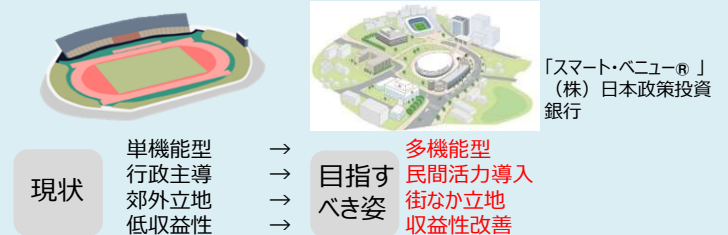
### ①スタジアム・アリーナ改革推進事業

スポーツ産業インフラであるスタジアム・アリーナ改革を推進するために、平成28年度に策定するガイドラインを踏まえ、官民連携協議会の開催や専門家の派遣等による多機能型・複合型施設の先進事例の形成支援等を行い、収益性の高いスタジアム・アリーナの整備を進める。

#### 【具体的な取組】

- ①官民連携協議会の開催
- ②多機能型施設の先進事例の形成支援
- ③スタジアム・アリーナ整備関連調査

■スポーツを核とした周辺のエリアマネジメントを含む、複合的な機能を組み合わせたサステナブルな交流施設を目指す。



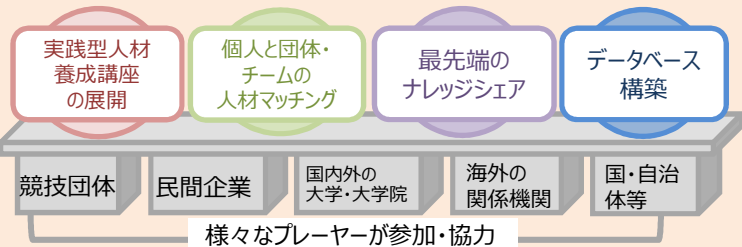
### ②スポーツ経営人材育成・活用事業

スポーツ団体組織運営の核となる経営人材の養成や他業界からの参入促進（マッチング）、スポーツビジネスに関するカンファレンスの開催や市場動向調査等を通じて、スポーツ経営人材の育成・活用プラットフォームを構築し、スポーツ団体の経営改革を図る。

#### 【具体的な取組】

- ①スポーツ経営人材育成講座の開催
- ②人材とスポーツ団体のマッチング促進
- ③スポーツ産業規模データベース構築 等

■スポーツ団体経営改革に向けて、ビジネススキル獲得、ナレッジの蓄積・共有、人材の流動化を促進する。



### ③スポーツ関連新事業創出支援事業

海外市場をターゲットにした取組や地域におけるスポーツチーム等の活性化などを通じた新しいスポーツビジネスを創出するため、国や自治体、金融、大学、競技団体等が連携した市場動向調査等を実施し、スポーツが有するコンテンツやリソースを活用して周辺産業との融合等を促す。

#### 【具体的な取組】

- ①アジア等諸外国のインバウンドを意識した新スポーツ事業創出に向けた調査
- ②地域特性に応じた新スポーツ事業創出に向けた調査 等

■地域スポーツチームやスポーツ関連事業者と地域の関係者が連携して、地域独自の新たなビジネス・市場を調査する。

